

議事日程(第4号)

令和4年3月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
1	6番 青木 善明	1. 新型コロナウイルス感染症対策について ①まん延防止等重点措置及び感染拡大緊急警報発令に伴う取組について伺う。 (1)町長、教育長は、新型コロナ新規感染者のまん延をどのように受けとめているか。 (2)国、県のガイドラインは守られているのか。 (3)町の公共施設の休館、休館延長、利用制限は。 (4)感染拡大のまん延防止対策の考えは。 (5)県及び管内保健所との連携は緊密にできているのか。 (6)コロナ感染自宅療養者の現状と課題は。 (7)コロナ禍での子ども、高齢者世帯のケア対策は。	町長 教育長	
		2. 町長の施政方針について ①「10項目の達成すべき目標」をどのような戦略で構築するのか。 (施政方針に記載された番号等を表記) 項目2. 商工業支援 ②商店街・「まちなか」の活性化を伺う。 (3)町家・古民家再生の支援について。 項目5. 高齢者、子育て、福祉の充実 ②福祉・医療の充実支援を伺う。 (5)高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進について。 (6)65歳以上のインフルエンザ予防接種の無償化の推進について。	町長	

		<p>項目 7. 社会教育の推進 ①社会教育施設の整備充実を伺う。</p> <p>(1) 柿原政一郎記念高鍋図書館リノベーションの推進について。</p> <p>項目 7. 社会教育の推進 ③歴史を活かした「まちづくり」の推進を伺う。</p> <p>(7) 旧鈴木馬左也邸の再生の推進について。</p> <p>項目 8. 防災・環境整備・美しい高鍋づくり ②住環境整備の推進を伺う。</p> <p>(1) 竹嶋橋架け替えの推進について。</p> <p>(3) 自治体新電力の設立準備について。</p>		
2	11番 中村 末子	<p>1. 自治体新電力は高鍋に財政利益をもたらすのか 財政から考える</p> <p>①運営体制については第三セクターで行うのか。</p> <p>②めいりん温泉が本町の財政に与えた影響について検証し、源泉運営については検討しているのか。</p> <p>③シミュレーションから見る可能性はどうか。</p> <p>④もし出資者を募るのであれば、利益が出れば出資配当をしなければならないが、そのことについてはどのような考えがあるのか。</p>	町 長	
		<p>2. 指名停止基準及び指名業者選定基準について</p> <p>①指名業者格付け及び指名業者選定については、県の経営審査を参考基準としているのか。</p> <p>②西小学校の工事において、なぜ1か月の指名停止だったのか。指名停止基準を問う。</p> <p>③同じような工事ミスがなぜ何度も起きたのか。</p> <p>④そのとき役場はどのような会議をしたのか。</p> <p>⑤工事途中での役場職員の技術力向上の研修はどうか。</p> <p>⑥業者に対しての勧告などはしてきたのか。</p>	町 長	
		<p>3. 竹嶋潜水橋架け替えについて詳細を聴く</p> <p>①防衛省福岡整備局へはいつ行かれ、誰と会い、どのような約束がなされたのか。</p> <p>②竹嶋潜水橋架け替え以外のお話はあったのか。</p>	町 長 教育長	

		<p>③そのとき役場からは誰が、何人同行されたのか。</p> <p>④県道へ格上げしないとできない事業なのか。</p> <p>⑤その他どのような課題があるとお考えか。</p> <p>⑥通学路としての位置づけ及び通学生は何人いるのか。</p>		
		<p>4. 町長の施政方針について、実現には財政支出はどのくらい必要とお考えか</p> <p>①高鍋町財政の状況はどう考えておられるのか。</p> <p>②商店街問題の解決をどう図られる予算とするのか。</p> <p>③前文の部分について、町長の目標とするまちづくりを具体的に述べていただきたい。</p> <p>④10項目の達成すべき目標について、具体策を示していただきたい。</p>	町長	
3	13番 日高 正則	<p>1. 運転免許証の返納者に対する支援について</p> <p>①過去3か年の返納者数を伺う。(令和元年度・令和2年度・令和3年度)</p> <p>②現在の、なでしこバスの利用状況について伺う。</p> <p>③支援策について、今後どのように進めていくのか伺う。</p>	町長	
		<p>2. 町営住宅の火災対応について</p> <p>①過去に、町営住宅での火災発生があったのか伺う。</p> <p>②入居の際に家財保険の加入促進はしているのか伺う。</p> <p>③近隣部屋の住民に対して、被害等はなかったのか。その被害に対しての対応は、どのようにしたのか伺う。</p> <p>④今後、入居時に家財保険の加入を義務づけることはできないか伺う。</p>	町長	
		<p>3. 町長の施政方針について</p> <p>①農業用ハウス補強支援について伺う。</p> <p>②農業機械導入支援について伺う。</p>	町長	
4	1番 田中 義基	<p>1. プラスチック資源循環促進法とは</p> <p>①法制定の目的と内容について、どのような認識か。</p> <p>②地方自治体や住民への影響は。</p>	町長	

	2. 地域コミュニティ助成事業について ①事業内容と活用状況は。 ②より多くの事業実施主体に、一般コミュニティ助成金を助成する手法はないか。	町 長 教育長	
	3. 新年度予算編成過程について ①新年度予算編成における指示は。 ②予算の町長査定時の判断根拠と基準は。	町 長	
	4. 施政方針について ①10項目の達成すべき目標の詳細について。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 青木 善明君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君	代表監査委員 …………… 森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君	建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君	健康保険課長 …………… 川野 和成君

福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。まず、6番、青木善明議員の質問を許します。6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 皆様、おはようございます。コロナ禍での生活も3年目に入り、暮らしの環境が大きく変わってきました。行動にも自粛や制限される中で誰もが少なからずストレスもあり、心身ともに健やかに過ごせていくことの大切さが私たち一人一人の幸せとつながる願いではないかと思えます。

また、本日は年度末で何かとお忙しい中、傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、本日は大きく2つのことについて質問をさせていただきます。

まず、初めに、質問事項の1番目は、新型コロナウイルス感染症対策についてのまん延防止等重点措置及び感染拡大緊急警報発令に伴う取組について伺います。

国の決定に従い、県は1月25日から2月16日までの期間、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用及び感染拡大緊急警報発令の対象区域を県内26市町村に拡大し、全域の飲食店に営業時間短縮と酒類提供の終日停止を要請、県民には居住する市町村外への不要不急の外出自粛を求めました。県がコロナ対策で県内全域の飲食店に時短営業を要請するのは4度目で、河野知事は県下全域での感染爆発が現実味を帯びている重要な局面として協力を求めました。しかし、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、県内は厳しい感染状況が続いていることから、県内の感染拡大は止まらず、家庭や学校教育、保育施設、高齢者施設などへと広がり、国のまん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長され、高鍋町でも1月9日からほとんど毎日新規感染者が確認されております。

町長、教育長は、新型コロナウイルス感染者の蔓延をどのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策について、（2）から（7）など詳細につきましては、発言者席にてお伺いします。

次に、質問事項の2番目は、町長の施政方針について、10項目の達成すべき目標の項

目2から項目8につきましては、どのような戦略で構築されているのかなど、詳細につきましては発言者席にてお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。お答えいたします。

第6波と言われます新型コロナウイルス感染症の蔓延につきましては、本町におきましても2件の教育・保育施設、1件の高齢者施設でのクラスターが報告されております。教育・保育施設は未就学児が利用する施設、高齢者施設は介護が必要となる高齢者が利用される施設で、抵抗力の低い方への感染に大変心を痛めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に対する受け止めについてでございますが、感染拡大の速度が非常に早いのが特徴であるオミクロン株の影響により、これまでになく感染者数が多くなっているものと考えます。これまでも町民の皆様におかれましては、感染防止対策に取り組んでいただいてまいりましたが、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いし、町といたしましては町内医療機関の御協力を頂き、コロナワクチンも追加接種を進めていくことが重要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に対する受け止めについてでございますが、昨年引き続き新型コロナが蔓延し、生活様式の多くが見直されております。学校のほうも例外ではなく、授業や給食、集会、学校行事、部活動等において、これまでの当たり前の生活や営みが突然奪われてきました。

そのような中、子どもたちの心身への影響、保護者の皆様の御苦勞を日々懸念しているところであり、同時に学校という場所が先生や友達との関わりなどの集団生活を送る中で勉強したり遊んだりすることで大きな学びを得たり、人間としての成長する貴重な場所であることを改めて認識しております。

このように、学校の学びを保障するために、教育委員会といたしましては、感染防止、子どもたちの心のケア、学びを止めないことを念頭に、本町独自のマニュアルを作成するなどして対処してまいりました。臨時休業等は、保護者の皆様にとっても大きな負担になります。子どもたちが学校に通えるようにすることは、子どもたちの学びを保障するだけでなく、保護者の皆様にとってもストレスの軽減になるなど、心の安定につながるのではないかと考えております。

子どもたちは、町の大切な宝であり、将来高鍋を担う頼もしい存在です。今後もさらに学校、保護者、地域の皆様と力を合わせ、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、健やかに成長するよう尽力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、詳細

にお尋ねしていきたいと思ひます。

国、県のガイドラインは守られているのかということですが、第6波の感染の早期の沈静化を図るため、国、県のガイドラインが示されておりますが、本町におきましては、毎日新規感染者が確認されては、感染拡大予防、防止対策は徹底され、守られていたのか、副町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。国が示しますガイドラインにつきましては、事業種ごとに定められております。おおむね基本的な感染防止対策が示されているところで、例えば、議場前にも設置してありますが、来場者あるいは来店者の手指消毒とか、飛沫対策といたしましてマスクの着用、あるいは密を避けるというようなこととなります。

県のガイドラインにつきましては、体調不良である方、発熱者等、こういう方たちの入店をお断りする、あるいは御遠慮頂く。感染拡大している地域のこの往来、往来がなかったかということの確認、あるいは接触がなかったかという確認などが県の基本的な感染防止対策とともに示されているところで、

町内におきましては、店舗等を見ても、体温測定器とか手指消毒剤の設置がしてありまして、マスクの着用していない方とか体調不良の方は入店を御遠慮くださいという告示がなされております。

それから、レジ等におきましても間隔を空けて待つ利用者の方をよく見かけております。

ガイドラインにつきましては、事業者、利用者共に守られていると考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 守られているということでございますので、安心をしておりますけれども、感染者は毎日出ております。

次に、町の公共施設の休館、休館延長、利用制限についてでございますが、

新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の適用が続く中、県内の公共施設の対応が市町村で分かれておりますが、本町はどのような対応をされてきたのか、取組についてお尋ねをいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。健康保険課分についてお答えさせていただきます。

町の公共施設の休館、休館延長、利用制限についてでございますが、コンフォール健康センター、高鍋町持田地区高齢者福祉センター、高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設につきましては、本県へのまん延防止等重点措置の適用、それから県独自の感染拡大緊急警報の発令を受けまして、1月25日から今月3月末までの期間、一般の方への貸出しを停止しておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課が管理しております老人福祉館及び老人福

祉館別館についてお答えいたします。

まん延防止等重点措置により3月6日まで閉館しておりましたが、3月7日から開館しております。ただし、不特定多数の利用でないこと、町外の方とかの利用者がいないこと。それから、各利用団体で感染症対策等を徹底してもらうことを条件に付しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。社会教育課が所管をしております施設についてお答えいたします。

西都児湯圏域が感染急増圏域に指定をされたことを受けまして、1月22日から、体育施設につきましては、大会、イベントの開催を目的とした利用は不可、利用者は定期利用者またはそれに準じます団体、個人の方のみとし、町外の団体は原則利用不可とするなど、施設ごとに詳細な制限を設けて開館をいたしました。

また、文化施設につきましては、利用者数や入館者数などに制限を設けまして、町外もしくは県外者の利用は不可とするなど、条件つきでの開館としたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。公共施設につきましては、関係する課に、一番気になるのは体育施設と文化施設でしょうか。健康保険課が所管する、福祉課が所管する施設につきましては、課長の答弁によりますとほとんど閉館に近いというふうに確認をさせていただきましたけども。

実は、昨年9月で感染者は確認が最後だったんですけども、今年の1月9日から、オミクロン株ということだと思いますけど、1月9日に、それから毎日ほとんど昨日までの日にちを見ますと2日ぐらいですか、ゼロは、昨日は15人ですか、私もびっくりしたんですけども。1月9日から、私、統計を取らせていただきまして、1月で84名、一番多い日で1月25日に11人出てるんです。それから、2月になりますと144人、3月になって、昨日までで、これは判明日で私は統計を取ってますので、昨日が15名、合計3月だけで約半月で116名。昨年187人の感染確認をされた方が、今年になって529人に急に確認されてるわけです。県内の市町村人口比率からいきますと、多分高鍋町はトップになってるのではないかと、私の計算では。

このように、新型コロナウイルス感染のまん延防止等重点措置が続く中、感染拡大緊急警報発令中の緊急時にトップの判断指示で教育施設の全館閉館するまでに至らなかったのか、そこ辺の背景を教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。お答えいたします。

体育施設をはじめ社会教育施設につきましては、先ほど課長のほうも申しましたが、これまでも徹底した感染対策に取り組んでまいりました。国や県の方針を遵守することはも

ちろんのことですが、変化する感染状況とか疫学的対応、また近隣他町村の様子にも留意しながら、その都度時間を取り対応を検討してまいりました。現在も感染対策を十分に図った上で開館という対応をしているものでございます。

今後も感染予防に努めるとともに、変化する新型コロナウイルス感染症への対策を注視し、体育文化活動を保障できるように、できる限り町民の皆様のニーズにも着目しながら努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 昨年も緊急事態宣言が出てたと思うんですけども、美術館は結構閉館をさせていただいてると思うんですけども。これは、通告はしておりませんが。去年は閉館を美術館は結構してるんです。私は、美術館のホームページ見たんですけども。今年の感染拡大爆発と去年との違いで閉館をしないという基準が、私どうも気になるんですけども。

これがホームページに載ってるんですけども、これは今でも生きてるんですが、これは、公共施設Cランクというふうに私は判断してるんですけど、Cランクでよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。議員がおっしゃるとおりだと認識しております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） であれば、やっぱりリスクを必要最小限度に抑えるということも、不特定多数の方、体育施設につきましては定期利用者については開放してるということですけど、体育施設についてはスポーツをするということですけど、どういうスポーツをされていらっしゃるのか分かりませんが、マスクを外してスポーツしてるのでしょうか、それともスポーツ時にはマスクを外しながら、スポーツされる方はよく分かると思うんですけども、やっぱりついついスポーツにのめり込むと、いろんなゲームにのめり込むと人間って自然と声が出ますよね。マスクしてスポーツしてるのかしてないのか分かりませんが、休憩、水分補給します、マスクを外します、黙って水分補給するのか、そこでほっとしてスポーツしたことについてのいろんな意見交換したりするのか、そこらの現場についてはどのように認識しておられるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。今、議員が言われたような様子がありますが、個々人の判断でマスクをされてスポーツやっておられる方、それから休憩のときに飲料水を利用するときだけマスクを外してあとはマスクをされてる方、様々なような状況があります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 今、毎日高鍋町でも新規感染の方が確認されておりますので、これからもやっぱり慎重に検討をすることが大事ではないでしょうか。

次に、感染拡大の蔓延防止対策の考えはどういうことでしょうかということです。

本県に適用されております新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置解除後の3月7日から3月31日までをリバウンド、感染再拡大防止月間と位置づけ、高い警戒レベルを維持しつつ重点措置の長期化で深刻な影響を受ける地域経済の回復に向けた対策に乗り出す決定をしました。

しかし、第6波のオミクロン株の感染力はこれまでとは異なり、短時間の接触でも感染するなど広がりスピードが早く、比較的重症化リスクが少ないとされる一方、基礎疾患が悪化し、県内において高齢者が亡くなる例が相次いでおります。現在も予防対策のワクチン接種がまだ実施中ではありますが、なかなか終息の見えない生活環境の中で、これから進学や転勤など県外往来も含め人の動きが活発化する時期を迎え、気を緩めると感染の再拡大につながりかねないと思いますが、このことにつきまして町長、教育長は感染拡大の蔓延防止対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の蔓延防止対策につきましては、感染経路が不明なケースもございますが、感染防止の基本的な対策を十分に行っていただくことが、新型コロナウイルス感染症の蔓延の早期終息につながるのではないかと考えております。ワクチンを接種していても感染するブレークスルー感染によって、他の人に感染させてしまうケースもございますので、ワクチン接種後も、マスクの着用や手洗い、3密、密接・密集・密閉の回避、換気など、基本的な感染対策の徹底を引き続き行っていただくよう、お知らせしたかなべやホームページ、LINE、フェイスブックなどのあらゆる方法により、町民の皆様へお願いしてまいりたいと考えております。

また、町内医療機関の多大な御協力を得て、3回目の追加接種も実施しておりますので、重症化予防のためにも追加接種を促進してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の蔓延防止対策につきましては、第6波における児童生徒の感染者数はこれまでよりも増加している状況であり、学校現場におきましても感染の防止、児童生徒の学びの保障を両立させるためには、最新の注意を払いながら取り組んでおります。

感染防止のためには、これまで取り組んでまいりました朝の健康チェック、手洗い、マスク着用、換気などを基本的な対策としながら、感染の状況に応じて対策を講じるマニュアルを町独自で作成して取り組んでおります。

学びの保障という点につきましては、児童生徒等に感染者が確認された場合、一律に学

校全体を臨時休業という措置をするのではなくて、保健所の助言を仰ぎながら学級閉鎖の措置を取るなど、範囲を最小限にとどめるなどの対応をしております。

ただ、学級閉鎖の日数が多くなった学級につきましては、保護者の理解を得ながら平日の6校時授業や土曜授業の実施をするなどして、学びの保障に努めております。

また、今年、今年度からですが、児童生徒に配付されておりますタブレットの持ち帰りについても準備を進めているところです。しかし、Wi-Fi環境が整っていない家庭への対応などの課題がありまして、その解決に向けて、只今協議中でございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） いろんな施設に感染が拡大しておりますので、町長、教育長から対策を徹底していききたいという答弁をいただきましたので、何とかこれ以上感染が出ないように、気をつけていききたいと思います。

今、教育長からも答弁いただきましたけど、子ども、児童生徒にとっては、現場の学校の先生方も大変な負担というか、いろんな対応は大変だろうと思いますけれども、これも通告しておりませんが、先生方は大丈夫でしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。職員のほうも、先ほど私が申しました感染防止対策ということを理解していただいて、いろんな面で動いてくれていますし、本人、先生たち本人も十分注意しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 先生方は大丈夫でしょうかという意味は、体力的に精神的に大丈夫でしょうかという意味だったんですけど。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。先生方のほうも、最新の注意を振るわなくちゃいけないので、心労があるかもしれませんが、先生たちのほうは大丈夫です。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、次に県及び管内保健所との連携は緊密にできているのかということについてお尋ねさせていただきます。

今年に入って、新型コロナウイルス感染症の高鍋町内での感染確認は、先ほども申し上げましたが、1月中に84人、2月中に144人確認され、3月に入っても、昨日までに116人確認されております。

このように感染の拡大が続く中、県及び管内保健所と市町村の連携が必要不可欠であると思われませんが、連携の現状を副町長にお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。県及び管内保健所との連携についてでございますが、感染者情報につきましては、県の発表によりまして、感染者数を把握するのみでございます。

す。

個人情報につきましては、一種感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針というのがございまして、その中で感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように個人情報の保護に留意しなければならないとされております。

国が示します公表基準におきましては、公表できる項目、公表できない項目というのが定められまして、その基準に沿って個人情報が特定できる情報の公表、こちらができないこととされていますことから、感染された方への支援につきましては、保健所のほうに対応しているというのが現状でございます。

最近でありますと、保健所との連携につきましては、感染拡大によりまして保健所業務が逼迫いたしましたために、県のほうから依頼がありまして、本町の保健師のほうを派遣いたしました。今後も保健所との連携につきましては、継続してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 保健所の派遣は今年ということによろしいんですか。何人派遣されたんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。3名派遣しております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 議長、6番。期間は、まだ継続中ですか、保健所の。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。高鍋町から派遣した保健師は2週間、約2週間です。2週間、それぞれ1日1名ということで、3名の交代で派遣をしたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、次にコロナ感染自宅療養者の現状と課題についてお尋ねをいたします。

高鍋町内での新型コロナウイルス感染症により、自宅で療養されている方などに対しての支援は滞りなく行き届いていると思われませんが、先ほど、副町長の答弁にありましたけど、なかなか個人情報の対応については課題があるということで、なかなか情報をいただけないと思いますけれども、実際に私は、高鍋町内でもこれだけ感染者が確認されておれば、支援は届いていると思いますけれども、町がつかんでおります現状と課題についてお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。コロナ感染者の自宅療養者の現状と課題についてということですが、本町の感染者数については把握しておりまして、町のホームページ等でお知らせしているところでございます。しかし、自宅療養されている方の情

報は、町は持ち合わせておりません。

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方のうち、無症状または医学的に症状が軽い方につきましては、自宅療養の対象になるというふうに伺っているところでございます。

そこで、ちょっと保健所に確認したところなんですけど、自宅療養となられた方へは、訪問看護ステーションの看護師が毎日電話による健康観察を行い、気になる症状があれば、保健所、保健師が医療機関と調整を行っているというところでございます。

また、10日分の食料品と衛生用品、こちらを希望される方につきましては自宅に配送されるというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。高鍋保健所さんの対応が行き届いているというふうに課長の答弁でありましたんですが、実は健康保険課を通じて、副町長のほうにチラシを配付していただくようお願いしてあったんですが、今、お持ちでしょうか。

実は静岡県の方が、ネットで、ニュースで出ておりましたので、静岡県、30ぐらいの市町村があるらしいんですけども、先ほど副町長も言われましたように、なかなか静岡県内も感染拡大が爆発しておりまして、市町村の担当課の方が、非常に情報がないので、なかなか本当に市町村の方々が自宅療養で滞りなく支援が行き届いているかというのが不安になっておるんだそうです。やっぱり、担当職員の方が、それはもう当然ですが。

やっぱり電話もかかってきたんでしょう。そういうことで、長泉町というところなんですけれども、長泉町緊急食糧支援事業の御案内というチラシをつくりまして、長泉町では新型コロナウイルス感染症により自宅で療養されている方などに対して、自宅療養生活の不安を少しでも軽減することを目的に、無料で食料品等の支援を実施しています。

現実、ほとんど静岡県内の市町村自治体は、そういう体制をしている。いつでも保健所から依頼があれば、いつでもそういう職員の方々が自宅療養者に療養者と接触はしないんですけども、食料品を玄関口に届ける、そういうことが構築されているんだそうです。

私はここに、長泉町に電話させていただきました。なぜ、こういうことになったんですかと。ほとんど管内保健所が対応することになっておるんですけども、いろんな心配をする職員の方が、トップをはじめ、ここは池田町長さんという方なんですけども、その方もユーチューブでメッセージを出していらっしゃるんですけども、そういう意味で、今後、もう一つ紹介すると、藤枝市は、パルスオキシメーターまで貸し出しているんです。食糧支援と。これが酸素濃度、酸素飽和度ですか、脈拍数と測定する機械で、非常に自宅療養者にとっては大切なものということで、先ほど課長が答えられたように高鍋保健所さんも、ちゃんとこういうのを届けているのかどうか分かりませんが、今後、こういう高鍋町内でこれだけ感染者が拡大している中で、保健所との連携をしっかりと、情報交換の中でテーブルについて、同じ県民として、町民として、少しでも支援できる体制を今後していくように、こちらからアプローチかけることも、私は大切なことではないかと思

ますので、今度、こういう取組についての情報交換、高鍋保健所さんとの情報交換の中で、よそのこういう例を副町長は保健所さんと、どのくらい保健所さんとの連携が、頻度があるのか私は分かりませんが、常に濃密に連携は取っていらっしゃると思いますけれども、これだけ高鍋町内に感染者が出ればです。そういう意味では、今後、このような取組については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。保健所のほうとのやり取りが、私が窓口になっておる部分については、特に保健所のほうからとのやり取りはやっておりません。ただこれは、県のほうとのやり取りは、私のほうが窓口になっております。その中で、先日の保健師の派遣等々の相談がありまして、協議をしたところです。

先ほど議員がおっしゃられたチラシの部分についてなんですけれども、そちらにつきましては、県内の保健所の数がどれくらいあるのか、あるいは自治体の感染者数がどれくらいあるのか。例えば、自治体のほうから、当然お手伝いをしましょうかということになりますと、個人情報をくださいということになってきます。県のほうからお手伝いをしてもらえませんかとお配りするところは、こちらとこちらですというふうになっていると思います。

そこで、恐らく問題が発生するのが、あの人の家の前に役場の車がとまっていたとか、そういうので、もしかしたら考えられることですが、そういうことも危惧されます。

ですから、高鍋町の保健所が、今ここで困っているかどうかというのを把握しておりませんが、恐らくこちらからお電話を差し上げて話す時間さえも、ちょっと惜しんでの業務ではないかと思っております。

ただこれは、当然住民が要望する、あるいは困っているということであれば、行政としては取り組んでいくべき問題ではありますので、健康保険課のほうと協議をしながら、また保健所のほうとも話をさせていただける機会が、時間が取っていただければと思っております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 住民のニーズには、素早く対応していくことが大事だと思います。時間が余りないので、次に行きます。

次に、コロナ禍での子ども、高齢者世帯のケア対策についてでございますが、オミクロン株による第6波は、感染拡大の中心が若者世代から子ども、高齢者に移っており、コロナ禍が与える影響で支援機関とのつながりが絶たれ、孤立化を深めたり、経済状況の悪化でひきこもり状態になったり、居場所を失う子どもたちの心身の発育に支障が出たりする子ども世帯や老人世帯が増えている可能性があるかと懸念されていますが、コロナ禍での子ども、高齢者世帯のケア対策の状況についてお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。コロナ禍での高齢者世帯のケア対策につ

いてでございますが、コロナ禍に特化した取組ではございませんけれども、認知症初期集中支援チーム、専門職、看護師とか、認知症地域支援推進員という方がいらっしゃいます。ほか、地域包括支援センターの専門職、こちらも主任ケアマネージャーがでございますけど、そういった方たちによる75歳以上の方への訪問や、高鍋町高齢者お助けボランティアの見守り等を継続して行っている状態でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。コロナ禍における子育て世帯へのケアについてでございますが、子ども家庭支援センターみらいのほうで把握している要保護世帯、要支援世帯、そういったところについては、メールとかLINEとか、電話でやり取りしながら相談支援を行っているところでございます。

ちょっと、先ほどの質疑と絡むんですけど、食糧の支援等も、例えば教育保育施設のほうから、そういう情報、感染者の情報とかというのは、福祉課の場合は入れるんですけども、そういった保育園、幼稚園等を通じた支援だとか、直接そういうミルクがないとか、そういう、どうにかならないでしょうかというような相談とかもありましたので、そういったところには、高鍋町社会福祉協議会のほうでフードバンク事業とか、あと、お膳部とか、そういった事業もやっておりますので、そういったものを活用しながら、可能な限りの支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 時間が余らないので、それでは、切れ目のない支援をお願いしたいと思います。

以上で新型コロナウイルス感染症対策についての質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針10項目の達成すべき目標について、詳細にお尋ねしていきます。

まず最初に、商工業支援②商店街、町なかの活性化についてでございますが、町家、古民家再生の支援について、昭和、平成、令和と時代の流れは歴史と時を刻みながら活性化していた町の風景は大きく移り変わりました。また、人の流れも大型店等に集中し、昔のにぎやかな町並みも、どこことなく寂しい風情を感じる中で、再生の利活用の声が多く聞かれるようになりました。

城下町高鍋の名残を残したいと、高鍋町内の空き家の利活用を促進するまちづくり会社株式会社マチツクルは、町なか活性化のため、町の中心部の空き店舗を買い取り、リノベーションを行い、レンタルオフィスとして計画するなど、再生・利活用が進んでおります。

新しい時代に調和したよみがえる城下町高鍋は、自然が織りなす四季折々の中で、人の心がつむいでいく大切な歴史の魂だと思います。

町長は、今後どのような構想で、町家、古民家再生の支援策を考えておられるのかお尋

ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町並み等の活性化というのは、長期的ビジョンの下に、揺るぎない方向性で取り組んでいくことが、必ず、その未来につながるわけで、それは全国にそういう事例が様々ございます。

今、高鍋町では、町家、古民家再生の支援について、まちづくり会社株式会社マチツクルと連携しています。これ、株式会社マチツクルというのは、民間の企業の方が出資していただいております。大体、第3セクターが多いんですけども、高鍋町は非常に志の高い方が自分たちで取り組もうということで、まちづくりのために会社をつくっていただいて、今、黒木清五郎邸さんの周辺に着手されました。

具体的には、契約が実行されたのが、友愛社さんにあの物件は販売して、友愛社との連携で、あの地域の再生に取りかかります。それが終われば、次の場所へと移転しながら、少しずつ高鍋町の古民家再生のまちづくりをしていくこととなります。

本当民間力、民間活力を利用して、そういう高い志を持った方々が高鍋の町並みを何とかしたいという取組でございまして、町としても、ぜひとも応援していかなければいけないというところでございますが、民間だからこそできるスピーディーな対応と早い判断でやっていただいているところであります。

それから、商店街区域で、魅力ある商店街形成支援事業、城下町らしい、高鍋らしい魅力が商店街の町並みの景観維持・形成、商工業の振興をつなげてまいりたいと思います。

事例として、私がいつも参考にさせていただいているのは、滋賀県の長浜市、黒壁スクエアでありますけど、あれが30年ずっとやり続けると、見事に城下町の町並みに変わっていったんですね、あそこに住んでいる人たちがおっしゃるには。

そういう長くやり続けることが重要で、どれだけ多くの人にそれを巻き込み、また支援するか、これで必ず町は変わっていくという、そういうビジョンを明確にしていくことが大事だろうと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に高齢者、子育て、福祉の充実、②福祉・医療の充実支援についてでございますが、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進について及び65歳以上のインフルエンザ予防接種の無償化の推進につきましては、町民の切なる要望でもあります。何度も繰り返し一般質問をさせていただきましたが、残念ながらいまだ実現に至っておりません。

少子高齢化の中で、子育て家庭の経済的負担支援や今まで長年働いてこの町に貢献されながら人生を歩いてこられた高齢者の方々に慈愛の福祉政策の一環として、ぜひ実現してほしいと強く願っております。令和4年度中には予算化されるお考えはないか、お尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進ですね。何年前ですか、中学校まではさせていただきました。中学生までが非常に実は医療費高く、高校生はあまり医療いかないので、これやれるんですけれども、そのニーズと、それと財政の状況等、照らし合わせながら、今後推進していく必要があるなど考えているところです。

65歳以上のインフルエンザ予防接種の無償化の推進についてですが、現在、子どものインフルエンザ予防接種に6か月の乳幼児から中学3年まで、先ほど申したとおり、無料としております。1人1回1,500円の助成を実施しております。

また、65歳以上のインフルエンザ予防接種については、自己負担1,000円にて接種を受けられるように助成を行っているところでございますが、無償化への推進につきましては、そのニーズと財政の面からを勘案しながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 医療費等予防接種の代金がちょっと逆になっておりましたので、御理解ください。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。それでは、次に移らせていただきます。

社会教育課の推進の①社会教育施設の整備・充実でございますが、柿原政一郎記念高鍋図書館リノベーションの推進について、高鍋町立図書館から柿原政一郎記念高鍋図書館として名称が変わり、これは通称名だそうですけど、近隣の町立図書館に比べ、施設の規模が小さく古いゆえに環境整備等に老朽化が目立ち、文教の町にふさわしくないという声も聞かれていましたが、現在、改修工事により新しくリニューアルされております。長い歴史の中で、当時の柿原町長の寄附により建てられた由緒ある図書館名になり、その古い趣にたずまいがゆっくりと時が流れていくように感じられるようになりました。今後、さらにどのようにリノベーション、再生していこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。柿原政一郎記念高鍋図書館と愛称を変えたわけですが、そのリノベーションの推進については、現在、老朽化対策工事を行っているところでございますが、今月末には第1次の老朽化対策工事が終了します。まず、空調の整備や多目的トイレの設置など、施設の環境面の充実が図られることとなります。

今後は、本館の特徴の1つでございます古文書など貴重資料の活用を図りながら、現在

の図書館がより質の高い図書館となることを目指して再生に取り組んでいるところでございますけれども、リノベーションですので、施設の空調とか、雨漏り等を直すということもありますが、実は柿原政一郎記念とさせていただいたのが、実はあれは御存じのとおり柿原政一郎様が建てて町に寄贈された図書館であります。あれは、柿原政一郎という方を調べたり、実は僕、亡くなられた尾崎一男氏、非常に懇意にされた方ですけど、いろんなことを教えていただきましたけど、あれは図書館を作るのではなくて、実は、明倫堂の古文書館がいろんな方が来て散逸してしまったんです。あれを守らなきゃいけないと。併せて、もう1棟は秋月左都夫邸にあった書庫、あれを守らなきゃいけないと。あの2つの貴重な町の財産と書庫を守るために、実は図書館を造り、そして、自分の子どもたちに正幸会というのを作って、これを守れとって造られた図書館であります。

図書館の要望は、いろんな要望が上がってきます。大きな図書館とか、近代的な図書館ということですが、人口減少社会において、大きな図書館というのは、近隣の町にもございます。高鍋らしい図書館を、柿原政一郎が何をしたかったかということを追求すると、非常に質の高いものにしようと、そして、古文書を生かせということと、そのことにより、そしてまた、あの町並みにとってもいいものになるということと、そういうものを取り込むことがリノベーション、改革、革新ですので、その方向での取組をさせていただこうと思えます。

3月いっぱい第1期目の改修は終わりますけれども、その後、正幸会様と観光協会様で民間の御支援を賜りながら周辺を整備させていくこととなります。小さな町の、柿原政一郎という方が残した意志で作直す、全国の方が古文書を読むために来たいという図書館を造ること、質を高めることが懐かしい未来と本当の高鍋町の未来にとって重要であると考え、その方向で取り組ませていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） それでは、次に、歴史を生かしたまちづくりの推進、旧鈴木馬左也邸の再生の推進について、高鍋町出身の実業家で、元住友総理事だった鈴木馬左也の別宅、母屋などが一昨年の8月に国の有形文化財に登録されたことを受け、町は、文化庁から預かった登録文化財プレートなどを現地で12月に披露されましたが、今後、どのような構想での鈴木馬左也邸再生を考えておられるのか、進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。旧鈴木馬左也邸の再生ですね、極めて高鍋町の歴史と文教の城下町、また、まちづくりの未来を考える上でも非常に貴重な財産だと考えます。御存じのとおり、鈴木馬左也は高鍋が誇る先見の1人であり、旧鈴木馬左也邸別邸につきましては、令和2年度に国の登録有形文化財となったものです。これは意図的に文化財としました。これは、住友歴史資料館の末岡顧問のアドバイスをいただきながら、まずは有形登録文化財にしてくださいと、そして、住友グループに接していきましょうということで、

ただ、コロナ禍の中、なかなか動けなかったんですが、今年から行動できるようになるのではないかとこのように考えているところです。

本町のビジョンに掲げております歴史と文教の城下町の再生のためには、高鍋町のような歴史遺産を活用しながら、町民のシビックプライドを醸成していくことが必要であります。旧鈴木馬左也邸別邸もその歴史遺産の1つであり、その再生と活用は、まちづくりを進めていく上で欠かせないものであると考えております。

今後、再生と活用のためには、どのような整備や支援が必要なのか。住友グループをはじめ、関係団体等との協力をお借りして、検討を進めたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 今年、高鍋藩の四哲を取り上げる歴史シンポジウムが開催されると聞いておりますので、ぜひ、シンポジウムが盛り上がっていくといいかと思っております。

次に、防災環境整備、美しい高鍋づくりの住環境整備の推進についてでございますが、竹鳩橋かけかえの推進について、その地域周辺の住民はもとより、東児湯消防組合の活動拠点の非常に近接している場所でもあり、安心安全の重要な要の橋だと考えております。もし、人災をも招く大きな災害が起きた場合のことを思うと、一刻も早い実現を願ってやみません。

竹鳩橋等整備促進期成同盟会の活動再開とありますが、活動の再開はいつ頃の予定で、早期事業着手に向けた活動をどのように推進していくのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） この発言については、幾つかの規制すべきことがありますので、多弁にならないよう、しゃべり過ぎますので、的確に答えさせていただきます。

竹鳩橋等整備促進期成同盟会の再開につきましては、既に活動再開の意向を、木城町、川南町には伝えてるところであり、令和4年度に入りましたら、3町の町長、議長の日程調整等を行い、早い時期に活動を再開したいと考えております。

次に、活動をどのように推進していくのかにつきましては、期成同盟会の中で、方針を決定していくこととなりますが、3町合同での要望活動が主体になるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 一刻も早い実現を期待しております。

次に、自治体新電力の設立準備、ゼロカーボンシティの推進、町民の生活支援、雇用の創出、自治体支援、この事業につきましては、昨年12月の中村議員の一般質問で、町長は、地域新電力は低炭素化社会の実現など、環境に関する課題の解決だけではなく、地域内での経済循環など持続可能な地域づくりにつながる自治体SDGs達成への大きな柱となる取組であると考えていると答弁されておりますが、なぜ今、自治体新電力なのかお尋ねいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、自治体新電力、これは高鍋町の歴史と文教の城下町の再生のまちづくりの未来にとって非常に重要なポイントになります。これからの急激な人口減少社会に向けて、自治体の自立の上ではエネルギーをどうするかというのは極めて重要です。特に、ずっとこの4年間、エネルギーの話とか、電力の話を施政方針に必ず入れてまいりました。ずっと意識しているのは、幾つかの先進的な町がそうでありますように、ドイツのシュタットベルケ、ドイツ、イタリアは小さな国が独立しておりましたので、自治体が自立する方向で、全てが、経済が循環するようにできております。そのシュタットベルケで言えば、上下水道も、し尿処理も、電気、エネルギーも自治体の中で運営されていく形になるわけです。それは、日本もそういうふうになってくる過程にあると思います。

実は、先日、ゼロカーボンシティの宣言をしました。八代議員の御提案もあって、意を強くしたところではございますけど、ゼロカーボンシティ宣言は3月までにする必要があったんです。これは、戦略的な話は、職員の方はどうしても戦術的というか、戦術とは日常業務の話で、それ以上の情報については語られません、実はこういう情報があるんです。2020年9月には、環境省は2021年からゼロカーボンシティを宣言した地方公共団体への支援を強化する旨を発表しています。2021年ですから、3月までです。そのため、20年9月、環境省はその支援策として、ゼロカーボンシティ宣言都市は、電気を自給できるエリアの整備や、また、新電力会社設立に向けた人材確保及び育成等へ乗り出す場合、優先的に支援を受けることができる。また、環境省は、ゼロカーボンシティ宣言都市は再エネ導入の際にも優先的支援対象となる。より具体的な支援内容は、次のように報告されています。災害による停電時に備え、大手電力会社の供給網から独立して、電気を受給できるエリア整備の促進、それから、再エネ発電システムや蓄電池、専用電線の導入費用を補助、また、地方公共団体の地域の企業等が連携し、地域の再エネ新電力会社を設立するための人材育成を後押し。県ではそういう人材を準備しておられますけど。持続可能なビジネスモデルの策定、販売先の開拓方法といったノウハウを学べる環境づくりの補助というのが、もうはっきりうたってあるわけです。

これも3月までに手を挙げないと、なぜだめかと言いますと、実は僕、高鍋町のまちづくりの未来を考える上で、スマートシティ、これを目指そうと思ったら、実はもう1年遅れると、いろんところが、先進的ところが手を挙げていると。当初の内閣府の予算はそこで全てなくなってしまっています。それから、SDGs、私が施政方針に言ったときは、ちょっと1年ぐらい遅れてしまったんです。SDGs未来都市、これも1年遅れて、30の市町村、町でも早く手を挙げたところはその予算がもらえたということです。そういう御案内があるんです。

幸いだったのは、有機農法は木城町と3年間やっておりますので、みどりの食料システム戦略というのが2050年までに25%有機農法の農地にすると国の方針が出て、この

戦略の補助が出るというので、すかさず手を挙げることができました。これはもう早くやった。

そして、ゼロカーボンシティ宣言です。遅れたら、パーっとやりますから予算がなくなるんです。実は、ここにありますように、ゼロカーボンシティ宣言で環境省が提案するのはほとんど電力ということ、エネルギーに対することだということです。職員の方の説明ですと、現状のスキームの話だけになりますので、なかなか説得力がなかったり、御理解することがなかったと思いますけれども、今回もいろいろプラスチックの問題とか、SDGsのバッジをつけときゃいいのかと怒られましたけど、その流れの中であって、これから急激にそのような時代になってくるということです。町が、地域が自立するための柱として自治体新電力、これは非常に大きな、儲かるためにやる販売会社とは違います。先日、新聞に記事が載っていました。間違いではないです。そのとおりだと思います。ウクライナで事件があって、ロシアの原油が上がる、ガスが上がるということで、それで、2つぐらいの会社が地団太を踏んでいるということですが、高压電力なんです。高压電力は参入しちゃいけませんし、我々が利益を出すための電力会社、自治体新電力とは、自治体が自立するための電力会社である。これは間違えちゃいけないです。

そのところで、捉えていく必要があるということはありません。そして、これが採択を拒否されるような流れと聞いておりますけれども、これができなかつたら、手を挙げたら遅くなるということでございますので、また、新聞等で同じ一定の卸売価格というのが、バランシンググループがあります。そのグループには、延岡市の市長等もそこに入ること、1年間、同じ価格です。電力というのは、原油とか上がれば、大手の価格が上がります。自治体新電力はそれより5%安い価格で設定していくということにはなります。そのような自立のための電力会社であって、目的というのは地域経済の循環です。

それから、ゼロカーボンシティ、脱炭素社会を実現する上では非常に重要だということ、それから、災害に強くなる町、これから驚くほど蓄電池が重要になってきます。自治体新電力の中でも蓄電池をして、よそで停電になっても私たちの町は重要なポイントには電気を送ることができますというのを、そういう取組が大きな目的であります。

普通の電力会社と自治体電力とは違うのは、地域の自立のための電力会社であり、普通の電力会社は、利益を出せる電力会社です。その価格競争に入るわけではないということ、を自覚していただいていることと、国の中で、環境省の流れはこういう方向にあるということです。

もう一度言います。スマートシティも、SDGs未来都市も1年遅れました。もう予算がないんです。ゼロカーボンシティ宣言、これが遅れますと、せつかく間に合うようにしたのに、予算がなくなってしまうということです。

すみません、こんな言い方をせんといけませんけど、ちょっと独自の勉強ですが、いっぱい出てきますので、そのところを御理解いただければ、高鍋町のまちづくりの未来をどうするか。今、子どもたちは当たり前のように、小学生がSDGsとか、脱炭素を習っているんです。

私は、施政方針で10年後はどうかということをたくさんお伝えしました。10年後、子どもたちがなぜやってなかったと言われる状況に、もう確実になるということを御理解しておかれることが重要だと思います。その後でいいじゃないか、いいかもしれませんけども、先進的な町として、あるいは先に補助金が出ているというのは、なくなった後の取組になるかと思ひますし、歴史と文教の城下町の再生、人口減少社会で自立する町の1つの柱になるということ、大事なポイントであるということ、御理解して、未来志向で考えていただくこと、それから、もう少し理解を深めていただくとありがたいと思ひます。

タイミング、しつこいですが、スマートシティ、SDGs未来都市、遅れてしまいました。申しわけございません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） さらに、町内の個人及び法人を対象に行ったアンケートでは、高鍋町が新電力会社を設立した場合に、現在の電力契約から切り替えると回答された割合が56%、切り替えない人が11%という集計結果が出ていると答弁されております。町民の理解と協力がなければ実現に向けて難航する課題だと考えております。

行政が各自治公民館に出向いて、その利点と将来への明るい先行きを説明し、理解と協力が得られる努力を積み重ねることで、設立の第一歩が踏み出せるのではないのでしょうか。具体的な取組について、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町民の理解、それはコロナ禍でなかなかできません。ただ、これもちょっとお断りしなきゃいけない、新聞記事に委員会のことが社会面に出ていて、延岡にも大変御迷惑をかけた状況でございますけれども、出資をするという、ある銀行とか、ある企業とか、決まっていたんで、申し訳ございませんとおわびをすることが1つでございます。

それから、各公民館、何のためにあって、私たちの未来にとってとても大事であり、子どもたちにとって魅力的な町に、ゼロカーボンシティを作っていくために、災害に強い町にするため、循環していく町にするために、エネルギーを基本から支えていく町に、先に早くやっていきましょうということをお伝えし、続けていきたいというふうに思っています。

本当に反対されるのはいいんですけども、理解をせずに反対されること、嫌だから反対するとかっていうのではなく、何を指していて、その論点がどこにあるかを分かっておられないと大きくなりますと思ひます。

私は長年経営をやっております、この四、五年、ずっと電気を見ていまして、リスクのあることはしません。そして、自立するための取組であるということ、御理解していただいておかないといけないと思ひます。今、つかめなかったら、ある種、未来を逃すとい

うことを自認していただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 町長も触れましたけど、私も昨日の新聞でびっくりいたしました。これは委員会の決定でございますので、最終日が22日で採決されるわけですけども、ウクライナ情勢で先行き不透明、町長はウクライナ情勢をどのようにお考えですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ウクライナ情勢で、宮日さんにも書いてありましたけど、原油とかが上がるということで、これは相談して、岡山電力とか、延岡市もそうですけども、全てリスク管理、想定範囲内、そういう原油とか、天然ガスが上がるというのは想定範囲内ということの答えが入っています。

逆に、原油高、天然ガスが高くなって、自然再生エネルギーはもっと進みます。ヨーロッパはもう日本の何倍も進んでいるんですけど、日本も急激にこの分野は進むということ、環境省、ゼロカーボンだけではなくて進むきっかけになるということは、もう御理解をいただいているのではないかとこのように思っています。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 6番。これは通告しておりませんが、地域政策課に、国からウクライナ情勢で先行きが不透明で、何か事業ストップの通達がきておりますか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。来ておりません。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 昨日16日、午後11時36分頃、宮城県と福島県で地震がありました。関東、東北では220万件以上の停電がありました。私もびっくりしました。

それから、昨日で県議会が終わったんですけども、その中に、予算が可決されております。脱炭素社会実現を目指すゼロカーボン化に96件の予算が可決されております。高鍋町の関係はどうなるか、まだ今後の情勢次第だと思いますけれども、先ほどから総務厚生常任委員会が、修正案がという新聞記事でございますけれども、自治体新電力推進室が1年前に作られまして職員が配置されております。業務内容は、自治体新電力に関することでございますけれども、もし、これがストップとなると、今、黄色信号なんです。昨日の段階では、22日に赤信号でストップ、こうなった場合は、地域新電力推進室はどうなるんでしょうか。これは、まだ決定しておりませんので仮定の話ですから。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。新聞の記事に載っておりましたのは途中の段階でありますし、私たち執行部というのは、当然、行政として可決していただくために議案を提案しているものでございます。ですから、まだ仮定の段階での答弁は控えさせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） 私も想像で物を言うんですけども、職員の仕事がなくなるという可能性もあるということですね。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。なぜ、1年間の予算は認められて、今度また、その継続の、さらに深めるための予算がなぜ否決されるかが分かりません。やるやらないよりも、取り組むというのを認められて取り組む、勉強なさいという御指示をいただいたと思うんですが、今度はしなくていいというふうな流れは、費やした人材と費やしたお金はどうするのという感じの印象があるんです。やるやらないの採決ではなくて、それに取り組むための準備はオーケー、そして、またもう1年それを深めましょうというのがなぜ否決されるのかという理由が分からないというのが正直なところでございます。

○議長（緒方 直樹） 6番、青木善明議員。

○6番（青木 善明君） これ以上は、もっと聞きたいんですが時間がありませんのでこのくらいにしておきますけど、最後に、私たち町民一人一人が、この町に住んで本当によかった、誰もがこの町に住んでみたいと心から思える希望に満ちたまちづくりに、政策の議論を重ねながら未来へとつないでいかれることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、青木善明議員の一般質問を終わります。

一時休憩といたします。11時30分から再開したいと思います。

午前11時18分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、11番、中村末子議員の質問を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） おはようございます。ロシアがウクライナに侵攻し、戦争が始まりました。ロシアは、民間人には危害を加えないと、プーチン大統領は言っておりますけれども、民間人も多くの犠牲が出ているようです。第三次世界大戦にならないことを心から祈り、お亡くなりになられたウクライナの人々に心から弔意を申し上げますと同時に、けがをされた方々にお見舞いを遠くの高鍋から申し上げたいと思います。

それでは、日本共産党の中村末子が役場の契約に関して、今回は指名や指名停止の在り方について、基本方針及び事業者育成に関して主に聞きたいと思います。

また、町長は、竹嶋潜水橋架け替えについて、防衛省からの内示的な意味合いでの賀詞交歓会での発言を基に、潜水橋架け替えが高鍋町負担なしでも実現可能なかどうかをお伺いしたいと思います。

もしそうなれば、30年来の悲願達成ということになり、町長の政治力に拍手を送り、

これからも自治体運営に町長の手腕がどのように生かされていくのか、期待に堪えません。

潜水橋架け替えについて、防衛省へはいつ訪問され、誰と会われ、具体的にどのような内容であったのか教えていただきたいと思います。

発言者からの質問は、まさか県道昇格などということはないと考えますけれども、これからの流れをしっかりと語っていただきたいと思います。残りは発言者席からお伺いします。

最後に、町長の施政方針が出されました。令和4年度において、実現可能な部分の予算を示していただきたいと存じます。

自治体電力については、シミュレーションがようやく提出され、議員協議会で執行部からの説明を受けましたけれども、このことについては、先ほどの青木議員とのやり取りで新聞報道があり、出資者に対し、おわびをしたところですよと言われたと思いますが、出資者と出資金予定についてはお答え願えないでしょうか。

その他の新電力に関することについては、割愛をしていきたいと思います。新電力の部分で、今、第三セクターで行われてまいりました温泉についての今後の電源についての発言はさせていただきたいと思います。

次に、昨年9月に東小学校の空調機事故について、質問を展開いたしました。その後、西小学校でも同じような事故が発生し、指名停止を受けた記憶がよみがえり、情報開示を行ったところ、株式会社侑建工業であったことが判明いたしました。

前回は名を伏せて質問に臨みましたが、今回は会社名をはっきりと示し、なぜ同じような問題が発生したのか。うるさい。大本の原因をきちんとしなければいけないと判断しましたので、あえて業者名を申し上げました。

今回は、指名業者選定を行い、契約を結んでいる財政経営課での判断を重視しながら、質問を展開したいと思います。指名業者選定基準及び指名する上で参考としているものについて、高鍋町ではどのような基準を基に選定しているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

あとは発言者席からお伺いしたいと思います。そのことを町長はどのように報告を受けてきたのか、お伺いしたいと思います。

なお、東小学校の事故の経過については、教育総務課からお聞きしておりますので、私が情報開示請求した内容は、財政経営課で分かると思いますので、詳細な説明を求めたいと思います。

その後の2から6にかけては、発言者席からお伺いします。

町長の施政方針については、2月28日の議会運営委員会で初めて受け取りましたので、前文と目標とする項目に分けて質問を展開したいと思います。

前文のところでは、具体策がなく、自分の思いを羅列したにすぎないと考えております。高鍋町の財政をどのように把握しておられるのか、まずお伺いをして、順次商店街の問題など、達成すべき10項目、どのように具体化されるのか、お伺いしたいと思います。

なお、これは6番議員の青木議員の質問にもありましたので、それ以外のことについて、詳しく答弁を求めたいと思います。

以上、登壇しての質問は終了し、あとは発言者席にてお伺いいたします。

議長にお願いがあります。そこで登壇して発言をしている最中に、町長や執行部の側からいろんな文言が聞こえてくると、非常に質問に集中できなくなります。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（緒方 直樹） 先ほど何か私語があったということでしょうかね。

○11番（中村 末子君） はい。

○議長（緒方 直樹） そこに関しては、ちょっと小声でお願いいたします。

それでは、改めて。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、竹嶋橋の架け替えについてでございますが、本町は、航空自衛隊新田原基地の周辺自治体として、また基地周辺協議会の一員として、防衛省とは日頃から緊密に連絡を取っており、特に御質問の竹嶋橋の架け替えにつきましては、本町の長年にわたる課題でありますので、九州防衛局には機会を捉え、要望を行ってきたところです。

そのような中、今回、新田原基地へのF35B配備計画が持ち上がり、本町といたしましては、国の安全保障上、必要であるとして、基地周辺協議会の一員として、一定の理解を示したところでございます。

その際に、九州防衛局からは、安心・安全、騒音対策、基地地域振興を約束されており、本町としても、改めて竹嶋橋架け替えの補助を要望したところです。

防衛省からは、現時点では具体的な採択の可否についてのお話はいただいておりませんが、今後も事務レベルの調整を含め、竹嶋橋架け替えの実現に向け、引き続き防衛省へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。すみません。ちょっと抜けておりました。

次に、本町における資格審査及び指名の基準についてでございますが、まず、資格審査につきましては、県の経営事項審査によって算出される総合評定値並びに過去2か年度の本町が発注する工事を受注した場合における完成出来高及び工事成績を点数化したものの合計により、等級の格付をしているところでございます。

次に、指名につきましては、指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱に基づき、工事発注課が指名、推薦をした建設業者に対し、経営及び信用の状況をはじめ、発注する建設工事の施工に関する技術的適正、発注する建設工事に対する地理的条件、指名時における建設工事の受注状況、工事成績、不誠実な行為の有無、施工上の安全管理の状況及び雇用者の労働福祉の状況の8項目を基本に、指名審査会において審査の上、指名業者を選定しているところでございます。

高鍋西小学校第3棟空調機冷却水ポンプ修繕の件の報告につきましては、修繕業者によ

る修繕後に逆止弁及びバルブが逆に取り付けられていたことをはじめ、誤った計器を取り付けようとしたこと及び電線を保護する管の補修不良が発生した旨の報告を受けたところでございます。

なお、本件の詳細につきましては、財政経営課長から答弁をさせていただきます。

次に、施政方針についてでございますが、まず「10項目の達成すべき目標」の達成のために、令和4年度当初において計上した予算につきましては、総括質疑でお答えいたしましたとおり、おおむね30億円程度と見込んでいるところでございます。

財政の把握につきましては、必要に応じて財政経営課から説明を受けているところでございます。本町財政に関しましては、公債費を含む義務的経費の負担増をはじめ、同時多発的に老朽化が進む公共施設への対応、新型コロナウイルス感染症対策など、数多くの課題があり、今後も引き続き持続可能な財政運営に努めていく必要があるものと考えております。

商店街につきましては、商店街「まちなか」の活性化を図るために、まちづくり会社・株式会社マチツクルと連携して、町家・古民家再生など、町並み景観を魅力的なものにするとともに、空き店舗対策などの取組を推進してまいりたいと考えております。

「10項目の達成すべき目標」の具体化につきましては、施政方針にもお示ししましたとおり、本町のビジョンであります「豊かで美しい歴史と文教の城下町」の再生を図るため、「産業振興」「教育・福祉・子育て・高齢者支援」「防災・住環境整備」というまちづくりの3つの柱を明確にし、「10項目の達成すべき目標」において、やるべきことの方角性を分かりやすく、具体的にお伝えしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

.....
午前11時44分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 自治体新電力でお問合せの出資者についてでございますが、これはまだ決定してませんし、また拒否されている事項でございますので、協議は続けてまいります。ここでどの会社とか、名前を出すことはやっぱり控えさせていただくということでございます。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 中村議員、まだ発言するんだったら、手を上げていただかないと困ります。（発言する者あり）町長。

○町長（黒木 敏之君） 出資者の数ですね。3社ほどが予定しておりますが、これもまだ協議しております。ただ、ここであまりしゃべらないほうがいいですね。（笑声）

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。高鍋西小学校第3棟空調機器冷却水ポン

プ修繕における修繕不良の内容についてでございますが、令和元年5月15日、空調機器の保守点検業者から、逆止弁等が逆に取付けられており、仕業点検ができない旨の連絡があり、職員が現場を確認したところ、逆止弁及びバルブが逆に取付けられていました。このことを受け、修繕業者に再修繕の指示をしたところでございます。

再修繕は同年5月24日から開始され、空調機メーカーの技術者立会いの下、再修繕後に空調機本体の状態を確認したところ、異常はございませんでしたが、電線管の補修、負圧計の取替え及び今回の作業報告書の提出を指示をいたしました。

同年5月28日に、負圧計が納品された旨の連絡を受け、町職員が取替え作業に立会いましたが、本来、負圧計が納品されていなければならないところ、誤って圧力計が納品されていたため、取替え作業の中止及び計器の再発注を指示いたしました。

翌、同年5月29日に、負圧計が納品された旨の連絡を受け、再度、町職員が取替え作業に立会いました。

負圧計であることを確認し、取替え作業は完了しましたが、電線管の補修の完了が確認できなかったことから、改めて補修の指示をいたしました。

同年5月31日に、空調機器の保守点検業者から、電線管の補修に不備がある旨の連絡があり、現場を確認したところ、補修した形跡はございましたが、一部電線がむき出しの状態となっていたことから、修繕不良と判断し、補修業者に対して再補修の指示をいたしました。

同日、再補修が実施され、補修業者が手配した電気工事店の技術者に確認したところ、防水処理も施されており、問題ない旨の回答を得ましたので、補修完了と判断いたしましたところでございます。

しかしながら、同年6月3日に再度、空調機器の保守点検業者から現場確認をお願いしたい旨の連絡があり、町職員が現場に出向いたところ、電線管と基礎コンクリート部分の防水処理に不備があり、基礎コンクリートから電線管が抜けておりました。

学校から早急に修繕を完了してほしい旨の要望もあったことから、補修業者の了解を得て、電線管はほかの業者に依頼することとし、翌日の同年6月4日には作業が完了いたしました。

以上が、高鍋西小学校第3棟空調機器冷却水ポンプ修繕における、修繕不良の主な内容についてでございますが、本件につきましては修繕発注課でございます、教育総務課の担当職員が対応したものでございまして、只今の答弁内容につきましては、当該職員から受けた報告に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。

自治体新電力については、合同審査会などで議論を尽くしてきたところでございます。

先ほどから、青木議員への答弁の中で再三学んでいただきたいとか、学習していただき

たいとかいろいろあったんですけど、資料をいろいろ提出していただいて、よく学習したから、総務委員会でのあの結論に達したということをお理解していただきたいと思います。

総務厚生常任委員会では修正案が提出され、賛成全員で修正案は可決すべきものとなりました。

このロシア情勢及び原油の高騰などを考えたとき、乱高下している料金に対して、自治体新電力は不透明さがより増していると考えておられる住民の意見を踏まえて、議員各位が時期尚早としての判断があったように思います。

また、町長が突如として、環境省からの資料をお示しになりましたが、ゼロカーボンシティというのは脱炭素社会です。ソーラー発電や風力などがあれば、即、脱炭素化社会というわけにはまいりません。

その理由は、高鍋町だけではありませんが、九州電力の発電送電部門では、年間100日以上ソーラー発電買取をしていない状況がございます。

現在の社会情勢及び国の政策の見えない状況下にあつては、どうすることもできない社会構造が横たわっております。しかし、言えることは、町長が新電力事業にこだわり、ある意味、かたくなに環境省が補助をとかわれてきたからこそ、私もいろんなところへ出かけ、資料を取り寄せ、学習をしまいいりました。それについては感謝を申し上げたいと思います。

ところで、一般質問ですが、以上の理由でしないことにいたしました。4項目のこと全てです。

しかし、第三セクターで運営してまいりました、めいりん温泉の源泉については、まだ高鍋町が所有をしており、その工事など、本当にどのぐらいの運営費用などが必要となるのかお聞きして、新電力に関する質問は、私、終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。所管課でございます、私のほうでお答えをさせていただきます。

源泉の運営費用につきましてでございますけれども、年間約560万円を用しているところでございます。

施設の老朽化に伴います改修費用につきましては、今年度、設備更新のための概略設計を行っておりますところでございまして、新年度におきまして、予算、可決して後のお話でございますけれども、詳細設計を行わせていただきまして、改修費用の算出を行うということで、計画を現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に、指名停止及び指名業者選定基準についてお伺いしたいと思います。

今日、傍聴に来ていらっしゃる皆さんには、資料を準備いたしましたので、もし、分か

らないかもしれませんが、見ながらしていただければよろしいかと思います。

次に、指名停止及び指名業者選定基準について、お伺いしたいと思います。

役場発注の契約について、町は以前から県の基準を基にということで、私は県のほうからこういう申請の経営事項審査の申請の手引、これを県の方に教えていただいて、この項目の中の全てを私把握したわけではありませんが、町は以前から県の基準を基にと答弁がありました。

県の経営審査事項で審査基準としている項目は何項目あり、町はその全てをもって算定し、基準としているのか、先ほど答弁があったこととは別に、きちんと答弁をしていただければと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。県の経営事項審査についてでございますが、審査基準といたしましては、4つの大きな分類がございます。

X点、Z点、W点、Y点、それぞれに完成工事高、自己資本、あと技術者、それとか社会、経営状況とかも分けられておりますけども、主に大きな4つの分類がございまして、審査項目については22項目でございます。

町が実施しております資格審査におきましては、先ほど町長から答弁がございましたとおり、県の経営事項審査にて算出をされます総合評定値並びに過去2か年度の本町が発注する工事を受注した場合における、完成出来高の1か年度当たりの平均及び工事成績の1工事当たり平均を数値化したものを合計により等級の格付をしているところでございます。

総合評定値には、先ほど申しましたとおり、経営事項審査における22項目の審査項目の結果全てが反映されているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと違うんですね、答弁と聞いてきた内容とはちょっと違います。いいです、後からそれは逐次申し上げたいと思います。

県の経営審査事項にISOとかCPDというのがありますが、具体的にはどのようなことなんでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。経営事項審査におけますISO及びCPDについてでございますが、まずISOにつきましては、国際的な規模による基準、いわゆる国際規格のことについてでございます。

経営事項審査で評価されるISOの種類についてでございますが、ISO9001品質マネジメントシステムとISO14001環境マネジメントシステムの2種類でございます。ISO取得により加点されるものでございます。

CPDについてでございますが、CPDとは技術者一人一人が自らの意思に基づき、自

らの技術の維持向上を図るための継続教育のことを言いますが、技術者がCPD認定団体によって習得を認定された単位に基づき加点されるものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それは、全て国際的な基準ですので、全て英語なんですよ。私、発音がまずいと、またまずいと怒られるかもしれませんので、ちょっと言いませんけれども。

例えば、ISOで世界共通のマークなどがあるんですね、それについてはどのようなマークがあると御存じですか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。マークにつきましては、よく見るのが企業の方との名刺交換した際に名刺によく印字をされているものだと思います。それをちょっと私は口で説明する能力は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 一番簡単なのは、あそこに非常口のこのマークがあるでしょう。これは国際基準なんです。非常口のこんなマーク、こういうことを言うんですよ。世界共通、誰が見ても、これが非常口だと分かる。

日本人が見ても、外国人の方が見ても、これは非常口のマークで、これ世界共通なんです。こういうことを言うんですよ。

技術力、技術の推進機構というのがある、土木学会の中でCPDというのが、Continuing Professional Developmentと言うらしいんですけど、いわゆる技術力向上を目指して日々努力する技術者を育成することを意味するらしいんですけども、そのことについて、どのような内容でもって技術を向上させていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。CPDについてでございますが、CPDについては協議会がございまして、いろんな加盟団体がございます。

土木学会とか、建築士会連合会、あとは日本都市計画学会、あと造園についても、日本造園学会、あと建設コンサルタンツ協会、いろんな業種について、このCPD協議会に加盟をされております。

その加盟団体がそれぞれで認定するセミナー、講習会等を開催いたしておきまして、それを受講して認定されることにより、単位を取得することができまして、それが先ほど申しました経営事項審査に反映されるものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ここで、中村議員に申し上げます。

どうします、ここで一旦休憩に入りますか。よろしいですか。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 分かりました。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は1時10分から始めたいと思います。

午後0時00分休憩

.....
午後1時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。これから分かるように、ちょっと流れが切れましたので、ちょっと事業者を、工事に対する技術を常に向上させる努力を怠らず、そのことは経営審査にも反映しているというわけなんですけれども、情報開示された書類から見ると、この全てにばつということが分かるんですね。

それでは、お伺いしたいと思います。

高いところで仕事をする場合、事業者は仕事をする人に対して、どんな安全対策をしなければならないのか、お分かりになるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。高いところで作業をする場合の安全対策についてでございますが、基本的には高さに応じて、労働安全衛生法令に基づく対策を講じる必要がございます。

例示いたしますと、作業床の設置、墜落・転落を防ぐための防護柵等の設置、墜落制止器具の着用、以前までは安全帯と言っておりましたが、墜落制止器具の着用、墜落防止器具の取付け、悪天候時の作業の禁止、あとは明るさの保持等がございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 皆さんにお配りした写真の中の一番上の2番目に当たるんですけども、要するに、高いところでの作業については、従業員の安全を確保するために、先ほど答弁がありましたけれども、安全帯もしくは山登りに使うときのようなフルハーネスを使用しなければなりません。

登る際にも、この折れ脚立を使っておりますよね、これちゃんと執行部も持っていると思うんですけども、折れ脚立を使うのではなく、きちんとしたはしごを使い、それがきちんと上にまで達しなければならないという、細かい項目規定があるんですね。それは上まで安全に登れるようなはしごを使うことが義務づけられているんですよ。どちらも労働安全衛生法違反となります。

例えば悪いかもかもしれませんが、細菌があるかもしれない手で調理をさせるようなものなんです。これについて、この写真を見てどのようにお考えになりました。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後 1 時12分休憩

午後 1 時14分再開

○議長（緒方 直樹） それでは、再開いたします。

財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。只今の御質問でございますが、事故防止のためには、安全基準を守ることが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 総合体育館で事故が起きたんですね。町の仕事を任せる以上、最低限、経営審査で判断できる材料を研究すべきじゃないかなと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。高所作動に関しましては、労働安全衛生法では、建設業者にその義務を課しているものでございます。当然、建設業者は、当該義務を作業現場で果たさなければならないこと、必要とされる安全措置は、作業現場の環境等により左右されること及び仮に、問題が発生した場合は、その問題は、当然ながら、工事等の発注後に起こることを総合的に踏まえますと、例えば、町が経営事項審査の情報を扱い、100%万全な体制を整えることは不可能であると判断いたしておりますが、今回、議員の御指摘を受け、例えば、安全衛生管理に対する重要性を町内の建設業者に啓発するなど、町として携わることが可能なものについては、今後、対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） やはりね、今のような答弁が聞きたかったんですよ。やはりちゃんと町として仕事を任せる以上ね、事業者が、多分、守っているだろうと、多分ではね、いけないということが私、今度、情報を開示をして初めて分かったんですよ。だから、ぜひね、このことは今、答弁があったように、十分に承知した上で、これからきちんと仕事を出すときに、指名競争入札するときでもそこをちゃんと守っていただきたいという、逆にいえば、契約書みたいなものね、きちっと取り交わしていく必要があるんじゃないかなと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。先ほど申しましたとおり、安全管理というのは当然のことでございますので、契約書を取り交わすかどうかはちょっと別にいたしまして、町としても、安全には十分気をつけるように啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 後のほうにちょっと、渡してある中に後のほうに書いてあると思うんですが、唐突なんですけれども、先ほど答弁があった、説明があったように、負圧計と圧力計の違いというのをちょっと説明していただければと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。負圧計と圧力計の違いということでございますけれども、水が循環しているポンプを例に取りますと、負圧につきましては、圧力がかかっていない状態の数値を測定するものでございます。圧力計につきましては、水を押し出す圧力、そちらのほうを測定するものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどる説明があった中で、これ事業者がね、負圧計と圧力計の違いも分からない。ここに負圧計を据えなければならぬとか、圧力計が必要だということも分からない。そして負圧計を注文もしていなかった。圧力計は注文していて、負圧計を注文し忘れていた。どんどん工事が遅れてきたわけですね。そういう状況が、やはり私はおかしいと、事業者としておかしいと思うんですね。私もやはり一生懸命勉強して、もう負圧計と圧力計の違いからこれ写真を全部見ながら、事業者を含めいろんなところで学習をしてきて、本当にね、これを頭の中に入れてだけでもちょっと大変だったんですけど。

私ね、ちょっとお願いしたいのは、ここの西小学校の空調機工事に関して、負圧計をつけなければならないのに、圧力計を設置しようとしたという項目はあるんですね。メンテナンスをお願いしている会社が間違いに気づき、慌てて負圧計を注文されたということでさきほど、説明があったと思うんですね。私が工事したのならともかく、専門家ですので、そこで間違うのは違うと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。このような間違いについては、あってはならないことだと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。そしたら、前に戻りますけど、仕事の中では器具類などについても熟知する必要があると思うんですが、水冷空調機の場合、どのようなことに留意すべきなのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。水冷空調機の工事、修繕における留意点ということでございますが、水冷式の空調機につきましては、特に機械設備の種類も多く、それらがいろいろ連動して、空調機能を果たしているものでございます。単純な確認漏れや誤った操作で大規模な機器の故障を招き、大きな損害を生む可能性が高いものでござい

ますので、いずれも基本的なことではございますが、設計書どおりに施工することができる能力を有していることは当然ながら、議員が先ほどおっしゃいましたとおり、それぞれの機械の構造や機能、相互の連動性を熟知していること、慎重に工程を進めながら、ミスが発生しない体制が図られていること、技術者や資格者による現場対応が可能であることなどが特に重要であると考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 水冷空調機の場合、この皆さんにお配りしている写真の一番下になるんですけども、この黒い蛇腹のところを開けて、水が本当に落ちているのかどうなっているのかというのを確かめないといけないんです。でも、蛇腹を開けた状態で、水が落ちているかどうかの確認の写真はどこにもなかったんですね。だから、こういうことから考えたときに、本当に水冷空調機の意味が分かっているのかしら、この業者はと思うぐらいあったんですよ。もう本当に、だから、私もあっちこっち勉強して、大変だなと思ったのは、そういう勉強すれば分かること、要するに、だから、さっき一番最初に私、言ったと思うんですね。土木学会技術推進機構、いわゆる技術力を向上しというところについて、何の技術力も向上している、研修もしていない、何もしていないという、こういう事業者がね、高鍋町にいるのかと思うぐらい私、びっくりしたんです。私がね、あんまり言うといけないかもしれんけど、本当に勉強すれば、私も理解できた。私も理解できた。そういうところをね、一つ一つ専門の業者が指摘されてもなかなか分からない。負圧計を注文しなきゃいけないのに、圧力計を、ほかのものを注文するなんてのは、これはもう言語道断ですよ。

だからね、私がお聞きしたいのは、情報開示した書類にはどこがどう悪いのか、間違っているのかなどが詳細に書かれているんですね。どこを見て1か月の指名停止としたのか、判断したのか、これは副町長が答えていただくのかな。うん。どっちでもいいですよ、どっちでも。そこをちょっとすいません。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋西小学校第3棟空調機器冷却水ポンプ修繕における指名停止についてでございますが、設計書どおりに空調機器試運転調整をしておらず、現場管理が不良であったことにより町に迷惑をかけ、当該行為は本町の指名停止要件に合致していること及び指名停止期間は、現場管理の不良の程度等を勘案し、1か月とするとした指名審査会の意見が妥当であると判断したものでございます。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。指名審査会におけます指名停止期間の判断理由についてでございますが、指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱がございまして。

こちらのほうでは、町が発行しました建設工事等におきまして、建設業者等が現場管理が不良であったことによりまして、町または公衆に迷惑を及ぼしたと町が認定した場合、

その指名停止期間は3か月以内というふうになっております。この件に関しましては、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、修理作業のミス、これを初めとして、異なった計器を取り付けようとしたことなどから、現場管理が不良であったと認定をいたしまして、国やほかの自治体の過去の指名停止事例を参考に、1か月が妥当と判断したところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いやね、笑えるのはここからなんですよ。このときに指名停止を1か月しました。今裁判で係争中ですので、あえて申し上げることはできないのかもしれませんが、やはり東小のときに同じような事故なんですよ。同じところがして、同じようなことなんですよ。訳が分かっていない。だからね、もう爆発したということが言われているけど、もうそういうようなことになるようなね、そして今度の場合には、指名停止もだされていないから、それ今、係争中ですから、そこにお答えいただかなくても結構です。けれども、非常にね、これは考え直さないといけない事案なんですよ。続けて、毎年続けてそういうことが起きてしまう。もう簡単なこと。やっぱりそれがね、一番の問題なんですよ。だから、私がね、西小のことを思い出さなければ、そのまんま口を拭って知らんふりされたんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、そういうことを誰も言わないから知らんふりするんじゃないかと、私がお願いしたいのはね、誰が知らなくても執行部は知らないといけないんですよ、これは。私が調べるまでもない。私はね、情報開示の書類を見ても、本当にね、正直な話、大変な思いをしたんですよ。全然分からんちゃから、内容が。もう誰にも聞きようない。だから、町外の人にも聞いて、いろんなところにも行って聞いて、本当にやっとな、県の職員あたりにも聞いて、やっとなここまで私は一般質問ができるまでになったんですよ。でも、何か月かかっています、私。2か月近く。でも2か月近くかかって、ここまで練り上げてくることができたんですよ、一般質問。そしたら、業者であればね、2か月あれば、十分その反省点のもとに立って、同じような間違い起こさない。私、子どもも、再三、子育て中のときには言いました。「同じ間違いを2回するのはいかんよ。どこが1回目で悪かったか、反省しなさい」。そういうふうに私は子どもにずっと言ってきました。うちの子どもたちは、だから2回目、間違いを犯したときには、もう自分で私の前に立って、「お母さん、ごめんなさい」とね、泣くぐらい、そんな思いをしていた。私、厳しかったんでしょう、子どもから見れば。でも、私はね、「同じ間違いを二度としないで」ということだけは言っていたんです。だけど、同じ間違いを2年も続けてやられてさ、正直な話言って、どんな気持ちがすると思います。

でね、私、ちょっと聞きたいんですが、指名する際には、経営審査事項からすると、リース契約の場合と自社所有している機器と比較しての点数範囲はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 建設機械のリースによる所有というか、保有についてと

いうことをごさいますけれども、経営事項審査におきましては、建設機械を自ら保有している場合または審査の基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を交わしている場合は、1台目が5点、2台目からは加点がございまして、最大15台で15点の加点がされることとなっております。

違いということをごさいます、保有した場合は、固定資産、それだけ資産が持っている状況もなりますので、総合的に今、計算しますと、点数が、自分の資産が多いということの下がる場合もございまして。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また必要とする資格者がいない場合、どのような判断となるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 必要となる資格者がいない場合ということをごさいますけれども、建設業法の第26条の規定による専任の主任技術者または管理技術者のことを指しているのであれば、工事そのものを請け負うことができません。

また、一方の機器の設置、稼働等特定の作業に際し、必要とされる資格を有している者につきましては、それにつきましては、一括下請けに該当しない場合に限り、下請けの建設業者で対応することが可能であるというような理解はしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 間の質問をちょっと割愛したいんですが、情報開示をして私自身が分かったことは、執行部職員を信頼し過ぎていたということが分かりました。地方公務員法第30条にあるように、しっかりと住民の奉仕者となるように日々努力していると、勝手に私が思い込んでおりました。

前回の一般質問で、私は、町長に日本国憲法前文を読み上げていただくことをお願いしました。傍聴者の中には、なぜと思われた方もおられたようです。その理由は、法治国家であることの認識を町長以下、職員の皆さんにも分かってほしかったからです。法の下に私たちは守られています。同時に、国は三権分立、地方自治体は二元代表制で、法治国家の形がつくられています。私だけではなく、ほかの議員もそのところはしっかりと認識されていると思います。だからこそ、自治体が、道路や建物建設、水道など様々な仕事を業者をお願いする契約に関しては、業者を知り、法を遵守しているか、そこだけをしっかりと把握してもらいたいと願ってやまないからです。

町長、このようなこと、職員にはどのように周知を徹底されているのか、お伺いします。挨拶の中で、地方公務員法をはじめ、住民への職員のあるべき姿などはお話されているのでしょうか。職員、特に技術職員のスキルアップに対してどのような支援が行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 職員への周知についてでございますが、私、常々、職員に対し、地方公務員としての享受を持ち、法令を遵守しながら、町民の皆様に信頼される職員であり続けるよう訴えているところであり、職員もその求めに真摯に応じていただいているものと感じております。

今回、議員が一般質問で取り上げられました件につきましては、町にその責任があるものにあつては、速やかに適正な方向に修正するよう指示してまいります。本町の公共工事において、このような事態が常に起こっているものではないこと、本来、建設業者が果たすべき義務の領域の隅々まで行政が目を行き届かせることは、現実的には極めて困難であるということは、ぜひ御理解いただきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 困難であるからこそ、やらなきゃいけないんです。困難であるからこそ、役場の職員のスキルアップを図る努力、そしてそういう技術力をしっかりと身につけていただく、そして考え方を身につけていただく。町民の皆さんの税金を預かり、道路工事や水道工事、いろんなお金を使っております。だからこそ、そしてまたそこで働く人たちが、安全に確実に働けるようにしていくためには町長の英断が必要なんです。だからこそ、私、こういう一般質問をしてきているんです。

この情報開示の書類を見ていくと、この書類を書いた職員は、かなりこのところが詳しいと感じておりました。このような職員を財政経営課に配置して、いろんな仕事について検証できる職員に育て上げれば、そんな職員はいまませんと言わなくても済むのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） まずは、只今の質問の中で、この書類を書いた職員、かなり詳しいと、お褒めの言葉と受け取っております。ありがとうございます。私も技術職員に関しましては、スキルのある職員がそろっていると思っているところです。

議員から御提案のあった案件についてでございますが、このような状況が常態化しているのであれば、御提案のような手当も必要ではないかと考えております。当然、これは私を含め、管理職の主な仕事といえますのは、職員を育てること、職員を管理することであると思っております。

しかしながら、ほかの自治体でもよくありますように、技術職の不足、これは技術職が少ないというだけではなく、募集してもなかなか集まらないという実態もございますので、検討する必要がありますが、現時点では困難ではないかと考えております。確かに、技術職が、現在、教育総務課のほうにもいて、学校教育だけではなく、教育施設のほうにも携わっておりますし、財政経営課のほうで、そちらのほうを勉強することも重要なことだという認識はございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋町には、じゃあ、ちょっとお伺いしたいんですけど、技術

を持っている職員、技術職の職員、一体、何名ぐらいいらっしゃるのかしら。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 18名です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が申し上げているのは、今18名いらっしゃる技術職員ですよ。これは、やはり、すごくちゃんとスキルアップを図っていただければ、能力のある職員がほとんどだと思うんです。だから、その能力をアップするためには、じゃあ、どうしたらいいのか、どういうことをやったらいいのか。

先ほど私、申し上げましたけれども、県の経営審査事項なり、いろんな会社のスキルアップをしていくため、そしてその方々が、職員がちゃんと事業者に対して、こういうことをしてほしいということを私、言えるような状況というのをつくってあげる、状況をつくるのが私は、町長であり、副町長の役割ではないかなと、課長の役割でもあるんでしょうけれども、私はね、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

なかなか時間がなくなりましたので、次、行きたいと思います。

次に、竹嶋潜水橋架け替えについてお伺いしたいと思います。

県道へ格上げしないとできない事業なのかどうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） お話に上がっています竹嶋橋につきましては、防衛省の補助を受けて採択されれば、町道の認定、町道として整備した場合、事業費の70%は補助があることとなります。残る30%が町の財政負担となりますけれども、現在の町の財政状況を考えますと、30%の補助でも厳しい状況であると思っておりますので、町の財政負担の軽減がなければ、実施は難しいと考えております。県道での施工が実現できれば、町の負担が減ると考えているところがございますけれども、県と協議している中では、県道格上げについては、過去の経緯も含め、厳しい状況ではありますが、粘り強く要望を継続するとともに、町の財政負担が減る手法等をこれからも検討していかなければならないと考えているところがございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そのほかどんな課題があるとお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 町で架け替えを実施した場合におきましては、實際上、橋梁の大きさ、工事の規模等を勘案しますと、町の職員で対応できるものではございません。橋梁工事に精通した職員の配置ができる国や県もしくは宮崎県建設技術推進機構への施工管理をお願いすることになると思っておりますけれども、施工管理に係る事務費の負担があって、その部分が事業費にかさむこととなります。また、町道として整備した後につきましては、供用開始後の維持管理、こういうものが費用がかかりますので、サイクルコストを考慮する必要がありますので、その点で諸課題が発生していくものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 通学路としての位置づけ及び通学生は何人いるのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 竹鳩橋は、西小学校の通学路としまして指定をしております。現在、23名の児童が利用しております。中学校につきましては、通学路という指定はないんですけれども、竹鳩地区などに住む西中学校の生徒7名が自転車で利用している状況でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 昨日はまた東北でありましたけれども、この前、宮崎県でも地震がありましたよね。災害時についての考え方は、例えば、あのときに通行止めを行い、きちんと対応する必要があるんじゃないかという意見もありますので、そこにお答え願えたらと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） あの日の地震につきましては、即、職員のほう出勤をいたしまして、各道路、坂道も含め、竹鳩橋は常に点検の対象としておりますので、安全を確認をして、通行止めの規制等については行っていない状態でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それともう1つ、待機車両の舗装が1台分しかなくて、せめて3台分ぐらいあればいいのという意見があるんですけれども、国土交通省とは、お話ができるんかどうかをお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 御指摘の部分につきましては、私たちも憂慮しております。今現在、国交省とは、その旨のほうで協議をしたいと考えております。事業費の確保をして、朝のうちがどうしても多いときで5台程度停車する状態が見受けられますので、待機する車両の停車するスペースについては、確保を図っていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 時間がありませんけれども、次に、施政方針に移りたいと思います。

青木議員のほうからも質問があつて、答弁を聞いておりますので、10項目について、前文と後者に書かれている達成すべき10項目について、1項目ごとにしっかりと答弁をお願いしたいと思います。青木議員で答えられたことについて、割愛したいと思われる分については割愛して結構でございますけれども、ただし、重要な部分については、しっかりと町長の意見を述べていただければよろしいかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 10項目の達成すべき目標の具体策についてでございますが、施政方針の中に10項目の目標を達成するために必要な各種施策の具体的な方向性を明確にお示ししております。その流れで、今後、1つでも多くの目標が達成できるよう、努力してまいり所存でございます。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

.....

午後1時45分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 10項目、農畜産業の支援ということでございます。農畜産業が豊かになって商業が潤い、町が元気になるという理念のもとに取り組んでまいります。畜産品の高付加価値化、いわゆるブランド化、6次産業化、販売の促進、これを後押ししていくということを担当課にお伝えして取り組んでいただきます。今まで積極的な補助支援、新規就農者の積極的な支援というのを取り組みます。今国が新規就農者、あるいは耕作放棄地に対する取組というのを積極的に方針が出ております。その中でも、農業ハウスとか、農業機械、その点のポイントも取り組んでいかねばならないと考えます。災害に備えた収入保険への加入、今、この災害保険に入っていたと国、これでも簡単でいいですか。これでも相当短く言っています。いいですか、このぐらいで。理解できているんですか。理解できておらん、じゃあ、それを聞いてから、そのほうが早いと思いますけど、いいですか。

今、災害時で農業は様々な大きな支援は商工業から多いんですけども、やはり自然災害の影響が多岐にわたる場合がございますので、この災害時の保険に加入の支援というものが国県からの指導もあり、それを推進していかねばならないと思っています。老瀬地区の圃場整備事業、これも今までどおり推進してまいりたいと思います。国営のかんがい排水事業の一つ瀬川地区の更新事業というのは、これが始まるわけでございまして、これの推進をしていただきます。

家畜伝染病の防疫ということで、これは口蹄疫以外様々な危機が訪れていますので、この防疫というのは怠ってはいけないということでございます。

それから、農業の活性化の支援ですね。有機農業の推進と、木城町とタイアップして、活動の促進をすることになっています。認定機関を木城町に設定して、積極的な取組をしていくと。みどりの食料システム戦略、有機の里づくり、これが国の方針とがちょっと合っておりますので、この方向で補助支援をもらいながら進めていくということになります。

それから、高鍋農業高校で行う有機農業、高鍋農業高校にオーガニックの学科をつくっていただきたいと、全国まだないから、それぜひやってもらいたいということをお願いしているところです。これも県知事までもお願いしてあるんですが、その方針、方向ではあ

るということですので、高鍋町としても講師を支援したり、高鍋の地で有機農業に取り組む子供たちを育てていくことができればという取組になるかと思います。

スマート農業の推進、これは国が積極的にスマート農業というのは、時代の流れで、デジタル化の流れが農業にも当然来ているわけでございます。企業誘致をしておりますエムネクスト株式会社様、これのLPWAという、非常にローコストのWi-Fiがつながる、今は町内全てに網羅していただいておりますので、実証実験で何件かの農家にはお願いしていますけれども、このような取組でスマート農業、実証実験をさらに進めていきたいと考えておるところです。高鍋農業高校と県立農業大学校との連携、それは今までどおりです。農業後継者、新規就農者の育成支援、これも今までどおりでございます。

地域おこし協力隊の制度の積極的な活用が少しちょっと遅れていたかなと思っておりまして、そのことをまた進めていかないといけないと思っております。JA児湯との連携の推進、これも今までどおりでございます。

それでは、2番目でございます。商工業——今ぐらいでいいですか。じゃあ、ちょっと簡略化させていただきます。

2番目は商工業支援ということで、商工業、地場産業の支援を積極的に行っていこうと考えています。ポイントはふるさと納税制度というのの幾つか見直しと、いろんなポイントで取組もうと考えております。

2番目の商店街、街中の活性化、これは今までどおりでございます。それから商工業の活性化を、これはやっぱりスマート商業ということで、デジタル化の流れを取り入れてやっていこうと思います。それから、餃子フェスティバルということで。餃子は今収入の高鍋町にいろんなテレビ局が取材に来ていただいておりますので、この人気を高鍋町内でまた支援していきたいと思っております。

3番目です。企業誘致、雇用促進です。起業家養成と新規産業創出、もう産業立国でございます。企業誘致、これはどこの市町村でも最優先の自主財源の源でございますので、積極的にと。おかげさまで最近はありましたが、ただ、なかなか次にどんどんお願いしても来てくれる要素が少ない時代背景になってきましたので、もっといろんなこと取り組み、そして、起業家、地場産業の関連して後押しをしたいと思います。観光促進、観光資源を生かした観光推進という、観光も多岐にわたりますので、特にポイントとしては九州奥の宮崎小丸川コースという、これ韓国濟州島が最初の発端ですけど、いろんな海外の方がコロナ禍でもお見えになっています。年に1回フェスティバルするはずができておりませんでしたので、これ非常に大きなポイントになるかと考えています。観光資源の開発、NHK大河ドラマ、これ米沢市が上杉鷹山の大河ドラマを実行委員会できましたんで、それにリンクしていくということになります。

5番目の高齢者子育て福祉の充実ということで、高鍋町の社会福祉協議会との連携を進めてまいります。福祉医療の充実支援ということで、ポイントは新しくやるのは、スマートウエルネスシティですね。これは始めて3年目やっとな職員の皆さんが積極的にやっ

ただけるような、コロナ禍の中で大変ですけどということで、健康アンバサダー制度という健康オタクの方を育てていこうと、ポイント制もしていこうということでございます。

それから、子育て支援、これも非常にコロナ禍でまたいろんな厳しい状況になっている方が多くおられます。その支援も進めてまいります。

また、高齢者支援です。これは、先ほどのエイムネクスト様のLPWAを使った高齢者の見守りとか、やっぱりデジタル化の流れの中でも、これも実証実験をさせていただきたいと思っております。

障害者の支援です。これも今までどおりでございます。

教育支援、文教の町の再生ということで、今までどおりでございます。文教の町の再生支援ということで八朔の誓いというのを実はつくらせていただきました。これ、種茂公の法令を今の時代の認識での解釈、実はまた明倫堂の教えというこれを学校教育の中に取り入れていこうということで、今お願いをしているところでございます。

それから、7番目の社会教育の推進ということで、図書館の話は申しましたし、それぞれの連携を取りながら、ポイントとなるのが町の資料館の2階ですか、特に、あの辺の整理をしていかなきゃいけないんで、できれば今図書館のリノベーション、資料館のリノベーション合わせて図書館、資料館、そして美術館という、この流れができていくといいなど、リンクしながら、見守っているところでございます。

それから、歴史を生かしたまちづくりは、シンポジウム、嚶鳴フォーラムですね、今までと同じようなことでございます。

それから8番目、防災環境整備、美しいまちづくりということで、防災の推進、これは非常に大事なポイントでございますので、災害の多い、温暖化の中で、推進してまいります。

住環境の整備の推進ということでございます。これも、竹鳩橋の架けかえの推進ということで、建設管理課長からもございまして、3町、高鍋、木城、川南、これをチームワークを取りながら様々な方向性を模索していきたいというふうなのを思っております。ゼロカーボンシティ宣言をしましたので、様々な環境問題へ取り組んでいく自治体に手を挙げさせていただいたところです。自治体新電力、これは大きな柱でしたが、拒否をされるということでございますので、ということで、これSDGsの推進、デジタル化、スマートシティの推進ということでございます。あと、ございますけど、美しい高鍋の景観づくりということで、様々な街路樹等のやりかえをしていくことです。しんきん通りというのが、青木議員からの提案もありまして、信用金庫さんの御協力もあり、割と評判よく進んでおりますので、思い切った45年たった街路樹のやり替えが進んでいるところです。

9番目、人口増加、移住定住の支援ということで、これ、ポイントなのは、定住の勧めというのがあるじゃないかということです。これは、職員の皆さんにこれが可能かどうかというのはこれを協議していこうという方針です。はっきり言いまして高鍋町は住宅、あ

るいはアパートを借りるときに全く支援をしておりませんので、これ子育て支援ということで、40歳までの子育てをしている人たちに住宅を建てる場合、あるいはアパートに住む前の支援というのが、子育て支援ですが、これまだ具体的じゃありませんが、ふるさと納税が子育て支援で行われますので、それを使って定住とか、そういうのの促進というの possible ではないかというのを議論していただくということでここに上げております。これはまだ推進はできるかどうかというところでございます。あとは今までどおりでございます。

それから、役場の活性化、これも今までどおりの町民の声を生かしていくと、職員の教育の推進で。プロジェクトチームが今期課を超えた独自のチームをつくって勉強してもらったんで、お忙しい仕事の中でなかなか大変そうですけども、できれば1つではなく、2つ、3つとこのプロジェクトチームができて、独自の自分たちのテーマを決めて勉強すると。これ、今回の6人の人たちは、スマートシティのビジョンをつくっていきたいということで、大変うれしい勉強をしていただいている、富山市まで先進地でありますところまで学習に行ってくださいました。そのような動きが自発的に出てくることを強く望みながら、ここに加えさせていただいたところです。ちょっとはしょってでございますので、時間があれですから、このぐらいでよろしければ、済ませます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子君。

○11番（中村 末子君） 長いこと御苦労さまでございました。私は、3つ気になったところがございました。農業活性化、農畜産業支援の中で農業活性化支援、有機農業の推進とあるんですけども、現在高鍋町は、何名有機農業の推進に参加をさせていただいて、その面積はどれぐらいとなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○議長（緒方 直樹） それでは、再開いたします。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ、3つをまとめて言いますね。それでいいですか。

10ページの商工業支援のところの地場産品開発販売促進支援、これがふるさと納税制度の推進と何か一緒になるようなことをおっしゃいましたので、説明があったと思うんです。財政経営課のほうから。そのことを報告していただければ、また地場産品を開発するというだけではなく、今ある地場産品をきちっとまとめてふるさと納税に活用していくところが、多分、説明があったと思うんですが、そこを説明していただければありがたいかなと思います。

それから、私がちょっと気になったのは、14ページにある職員教育の推進のところなんです。そして、それが1番と2番がすごく気になったんです。綱紀粛正の徹底と人材育成、職員研修の推進とあるんですけども、具体的にどのようなことをして、どのよう

な成果を求めたいのかというところを、ちょっときちっと町長のほうで述べていただければありがたいんですが。

○議長（緒方 直樹） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 02 分休憩

.....
午後 2 時 15 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 有機農業の件でのお尋ねでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

有機農業を取り組んでいる数ですね、人の数ということでございます。個人で有機農業、有機 J A S の認証を取得しております農家さんというのはおられませんで、法人、組織のほうで 2 つの法人さんが有機 J A S を認証取得されまして、その面積が約 8 ヘクタールというふうになっているところでございます。

また、先ほど個人で有機 J A S 認証を取得している農家さんがいないという御説明をさせていただきましたけれども、有機農業と有機 J A S 認証に匹敵する、そういう農法で取り組んでおられる農家さんというのは、既に 2 つの農家さんがおられまして、この方々につきましてはいつでも認証取得に向けての切り替えができるという体制が整っております。

また、高鍋・木城有機農業推進協議会におきまして、度々セミナーまた勉強会などを行わせていただいておりますけれども、その中では多くの、特に若手の農家さんの参加をいただいているところでございまして、来年度以降、新年度以降、そのような農家さん方にまたお声がけをさせていただいて、有機農業、展開を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ふるさと納税制度を活用した地場産業の支援についてでございますが、今議会の総括質疑でもお答えしましたとおり、本品の返礼品において異なる返礼品、提供事業者が提供する複数の返礼品を数か月にわたって、毎月送付するセット返礼品の開発を行ったところでございます。

今後も、より多くの寄附者の皆様に選んでいただけることにより、結果、町内事業者の支援につなげることができるよう、継続して魅力ある返礼品の提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問のありました綱紀肅正ということですが、これは襟を正しますということで、役場職員あるいは公務員になったときの所信を持って襟を正し、町民の公僕として常に働いていただきたいと。このようなことを常々朝礼でも言っていますが、こういうことを徹底させていただこうということなんです。

それから、人材育成、職員研修の推進ですが、現在、研修センターの研修ですね、もうこれちょっと人数が今かなり多く、41名、それから階層別研修、これ41名、能力開発研修で10名、専門実務研修で5名ですね。それから、職員の研修の総務課主催のものが町長講話ということで140名、話を聞いていただきました。それから、飢肥社中に134名の方に話を聞いていただきました。コンプライアンスセミナーというのも105名の職員の方が聞いていただいています。

ただ、職員政策課題研究に関わる先進地視察研修で、6名のものが参っております。それから、地域活性化センターの全国リーダー養成塾、ここに1名派遣させていただきました。そのほか、共済組合の関連の研修あるいは市町村課の自治体デジタルフォーメーションの関係等で6名と1名と参加している。人数合わせてこのようなことを取り組んでいるということでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 商店街の通りが本当に寂しい限りなんです。今度しんきん通りに新しい店舗がオープンしました。利用者が多ければまた活気を取り戻すのではないかと、地主様には感謝申し上げたいと思います。

しかし、問題は南町から立花どおりまでの旧商店街がことごとく閉められており、寂しい通りになっております。ここを昔のようにまではできなくても、何とかしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 商店街がもう時代が、私も商店街の中で育ちましたので、昭和20年代、30年代、高度成長期の商店街というのは非常に活性化しておりましたけども、これが平成、令和と進む中で、商店街は全国、よほどでない限りは衰退しているのは事実でございまして、新たな切り口等を様々な専門的なところ、IT系のオフィスをはじめ、マチツクルによる町並みの再生、合わせて様々な商店街の、中小商店街の活性化、商業の活性化というのは取り組んでいかないといけないと認識しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長にお伺いしたいと思います。

高鍋町の財政現状をどのように捉え、これが商店街に与える力としてどのような活用がしたいと考えておられるのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 高鍋町の財政状態ということですね。常に戦略的な財政経営をさせていただいているところでございまして、その中でも商店街の活性化というのは位置付けております。商工会議所と力を合わせて、その商店街の支援というの、取組が今までとおり、また勘案をしながら、財政状況と勘案しながら取り組んでいくというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今現在、社会では貯蓄が増加し、そのお金を使っただき経済を回すことが必要であると言われておるんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これは、施政方針でも言いましたけれども、日本の国民の貯蓄高というのは世界でも有数でして、常に備えよ危機という発想がずっとありまして、それは話すと長く、かじれば社会保障制度、あるいは将来に対する不安、それから所得格差ですね。様々な要素が絡み合って、なかなか使うというよりは貯蓄に回すという方向になっているわけでございまして、これがその流れを高鍋町がどこか独自でそれをやるということではできませんけれども、新しい資本主義という発想の中で、岸田首相がこの言葉に触れておられますので、国の流れを読みながら、我々もそれに呼応していく必要があるというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 商店街に自己努力目標とすること、それについてアドバイスはありませんか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私、商店街におりまして、やはり後継者の育成というか、後継ぎがないというのは実情でございまして、新たにいろんなところに来ていただくか、ちょうど今、過渡期だと考えているんですね。随分、空き家になれば思い切った開発もできますが、なかなか住居と商店とが一緒になっていて、それを連動させながら活性化をしていくというのが、なかなか難しいところの、今ちょうど境目です。新規の起業家としての商工業者、中小商工業者、あるいは後継者づくりというのはですね、実は一番大事なかなというふうに思っている。

御存じのように、商店街、大変高齢化しておりますので、これは社会の高齢化とあわせてといえそうですが、何か新しい風を吹き込んでくれるポイントになるお店が必要なんですよね。商店街で活性化したいところは、どこもやっぱり生鮮産品なんですね。非常に人気の魚屋さん、人気のお肉屋さん、人気の野菜屋さんというのが、日常的に来られるお店というのが窓口にちょっとあることで、人を呼び込んでいるというのが全国の事例としてはございますので、その辺のところを何とか呼び込めないかとか、考えるところではございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、町長も答弁をされましたけれども、やはり私たち日本人が貯蓄をする一番大きな理由としては、将来の保障がない、子育てに対してしっかりと保障がない、いろんな保障がないから貯蓄をしなければならない。悪循環に陥っている今、日本の経済状態では私はないかなと思っております。

今度、町長はしっかりとその中で、高校生までの医療費の無料化をはじめ、様々な努力

目標をこの項目で、施政方針で述べられております。私は、給食費の無料化をはじめ、本当に子育てのしやすいまちづくり、そして親と子が本当に笑顔で生きていけるまちづくり、そういうことをしっかりとした財政を踏まえた上での町長の発言を求めたいと思います。

夢は夢ではなくて、夢は実現するためにあるということを、しっかりと胸に置いていただき、そして町長として英断を下すときには、しっかりと給食費の無料化なども実現をしていただくことを要望して、私の全ての一般質問を終了したいと思います。

○議長（緒方 直樹） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで手指消毒を行います。5分ほど休憩したいと思います。再開は、2時半からいたします。

午後2時26分休憩

午後2時30分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則でございます。まず、本日傍聴に来られました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思います。

買物弱者、高齢者等の交通弱者にとって地域公共交通は、生活必需品の確保、通院等において重要な役割を果たします。私は令和3年9月議会の一般質問で、運転免許証の返納者に対する支援について質問を行っております。

町長は返納者の移手段といたしまして、運転免許証返納者を含む交通弱者を支援するために、町内巡回バスをはじめとする地域の公共交通体系を見直してまいりたいとの答弁でございました。その後の町長の認識をお伺いします。

次に、高鍋町南高鍋町営住宅舞鶴団地の火事についての件でございますが、1月13日午後10時40分頃、4階から出火し、高鍋署によると無職54歳女性、息子28歳と2人暮らしで、女性は緊急搬送されましたが意識はあり、息子さんは無事であるとのこと。

また、3月4日午後10時25分頃、高鍋町持田の町営小丸団地の一室から出火しました。高鍋署によると、けが人5人が病院に搬送されましたが、重症者はいないということです。

町長も現場に行かれておられると思いますが、この火災に関してどのように認識されておるかお伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、発言席から運転免許証の返納者に対する支援についての中から、1つ目、過去3か年の返納者数を伺います。

2つ目、現在のなでしこバスの利用状況について。

3つ目、支援策について、今後どのように進めていくのか伺います。

次に、町営住宅の火災対応についての中から、1つ目、過去に町営住宅での火災発生があったのか伺います。

2つ目、入居の際に家財保険の加入促進はしているのか伺います。

3つ目、入居の際、火災対策についての契約内容を伺います。

4つ目、近隣部屋の住民に対して被害等はなかったのか。その被害に対しての対応はどのようにしたのか伺います。

5つ目、今後、入居時に家財保険の加入を義務づけることはできないか。

次に、町長の施政方針についての中から、1つ目、農業用ハウス補強支援について伺います。

2つ目、農業機械導入支援について伺います。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えをいたします。

まず、公共交通体系の見直しについてでございますが、町内巡回バスの運行形態見直しや持続可能な地域公共交通体系の再構築が必要であるとの認識に変更はございません。

次に、舞鶴団地での火事についてでございますが、当日、出張で現場には行けませんでした。幸いにも皆様が御無事でひとまず安心したところでございます。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。また、今月も小丸団地にて火災が発生しましたが、こちらも被災された方々に心よりのお見舞いを申し上げます。

集合住宅での火災は隣室への被害が及びますので、住宅火災が発生した場合には、避難と消火が大事だと考えています。その後、被災された方々が早期に通常どおりの生活に戻るよう、迅速に対応していかなくてはならないと考えております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今町長のほうから答弁をいただきました。

町内巡回バスの運行形態見直し、地域公共交通体系の再構築は必要であると考えておられますので、十分に検討していただき、支援をお願いいたします。

また、火災発生についても、迅速に対応していかねばならないとの答弁でありましたので、住民の意に沿う形でよろしくをお願いいたします。

それではまず、運転免許証の返納者に対する支援について。

高齢者の免許自主返納を促す理由として、高齢者の交通事故増加が挙げられます。交通事故死者数の4割は高齢者となっており、注意力などの身体機能が低下するため事故を起こしてしまいます。高齢者が加害者となるケースも増加しているため、免許証の自主返納を促したいが、不自由なく移動ができるという安心がなければ、免許の自主返納が進まないのが現状であります。

そこで過去3か年、令和元年度、令和2年度、令和3年度の返納者数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 本町における過去3か年間の運転免許証の返納者数についてでございますが、高鍋警察署に確認しましたところ、令和元年が86件、令和2年が65件、令和3年につきましては61件となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、総務課長のほうから3か年の件数を答弁していただきました。これを割りますと年間70件前後で推移しておりますが、今後もその傾向は続くと思っております。

高鍋警察署によりますと、高鍋町の運転免許保有者は、令和4年1月現在で1万3,946人で、男性が7,087人、女性が6,859人であり、約71%の保有者率でありますので、ここで私も65歳以上の免許者数を警察署に聞けばよかったですけど聞いておりませんが、65歳以上の高齢者の免許保有者も相当数になると考えております。そういう1年間に70件前後で返納者が出ておるようでございますので、ひとつそこはそういう数字を頭に置いていかなければいけないというふうに思っております。

それから次に、町民の方からの要望も伺いますと、運転免許証を返納すると、買物・通院等にタクシーを利用することとなり、出金がかさみ生活も苦しくなってくるということ、それから町として何らかの支援をお願いしたいと言われております。

なでしこバスが運行されておりますが、乗客は少なくもったいないという声が聞かれます。令和3年度のなでしこバスの運行経路及び利用状況、できれば1日当たりの乗客数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） なでしこバスでございますが、竹鳩地区からめいりんの湯を結んでおります竹鳩線、同じく老瀬地区から出発しております老瀬線、蚊口浜を出発しております蚊口浜線、堀の内団地から出ております堀の内団地線の4ルートをそれぞれ週2回ずつ運行しております。

令和3年度1月末までの運行実績でございますが、乗客数は延べで2,122人ございまして、これは1日当たりの乗客数に換算いたしますと12.2人となります。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今乗客数を述べていただきました。そして1日当たり12.2人という答弁でありました。これもコロナ感染の影響もあると思って、少ないということは考えられますが、しかし25人ぐらいの定員のバスでございまして、1日12.2人というのはやはり少なすぎるというふうに私も思っております。

町民の方も、なでしこバスが通っておるのを見られて、ほとんどゼロに近い、全然乗っ

ていないのをやっぱり相当見られておると思います。私は常にそれを見ておりますので、やっぱり町民の方も考えておられるんだなというふうに思っております。そういうことで、皆さん町民もそういうふうにもったいないということを思っておると思います。

それで次に、私は令和3年9月議会において、近隣の木城町、新富町、西米良村の支援内容を報告しておりますが、支援策についてそれらを参考としておられるのか、今後どのように進めていくのかを伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 令和3年9月議会のほうでお示しいただきました近隣自治体の支援内容、こちらのほうも参考にしながら、公共交通の見直しの検討を行っておるところでございます。高鍋町地域公共交通会議におきましても、デマンド交通導入の方向性について協議をいただいているところでございます。

今後の進め方につきましては、令和4年度、今回の当初予算に計上しております関連予算によりまして、デマンド交通の実証実験の準備に着手いたしまして、事前周知などを行いながら、令和4年10月頃をめどに実証運行を開始したいと考えておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 答弁ありがとうございます。

今課長のほうから答弁いただきました。早々に検討いただきまして、令和4年10月頃をめどに実証試験を開始するという答弁でありましたので、これは私は評価したいというふうに思っております。

今後、運転免許返納者に対する支援につながると思いますので、今後よろしくお願いたしたいと思います。実証試験ということでございますから、いい方向に向かっていけばというふうに思っております。今後この事業について注視をしていきたいというふうに思っております。

次に、町営住宅の火災についてでございますが、まず、今回火災が発生いたしました、過去に町営住宅での火災発生があったのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） お答えいたします。

過去20年さかのぼったところでは、火災は発生していないようですが、ぼや等の騒ぎは若干あった報告を受けております。ただ、調べたところ、大体30年ぐらい前に一度火災が発生した事例がございました。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。

今、過去に火災発生の実例がないと報告がありましたが、私もこの木城町、新富町の担当課に、そちらも町営住宅を経営といいますか、やっておりますので両町に伺いました。

過去に火災発生事例はないかということで言ったんですけれども、その返答はどちらも火災は発生していないということでございまして、その報告がありまして、ちょっと今回の事例に参考になるようなことができませんでした。

そういうことで、ないほうがいいんですけど、木城町、新富町、火災が発生していないかということで、もし発生しておればその参考事例を述べたいと思っておりましてけれども、発生しておらんということでございますので、参考に報告することができませんでした。

次に、高鍋町町営住宅条例を見ますと、その中の誓約書で7項目めに「家屋の使用保管については、常に火気その他清掃等に最善の注意を払い、かつ滅失破損に対して賠償の責を負う」とあります。今回の火災では近隣住民への被害も確認されておりますが、入居の際に家財保険の加入促進はしているのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 入居の際に家財保険の加入促進について、これまで、以前はしておりませんでした。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、課長のほうからそういう加入促進は行っていないという答弁でございました。私も了解いたしました。

それで次に、令和4年2月5日土曜日午前10時から正午まで、舞鶴団地公民館で被災された方々の会合が開催されました。公民館長、副公民館長、次期公民館長、被災された方々と私も出席させていただき、合計11名の出席者でございました。

その中で、いろいろ意見がありましたが、主な意見としまして、1つ目、火災発生部屋には、ごみがうず高く積まれており、不衛生な上、火災の心配もあるので指導してもらいたいと担当課に幾度となくお願いをしていたということが1つ目。

2つ目は、3階、2階の部屋が水浸しになり、家具・衣類など全てのものが使用不能になり、多額の出金が必要になっているということ、それからまた、煙の臭いが大変きついのことであります。

私もちょっと調べましたけれども、出火責任法では、自宅の火災で隣家に延焼したとしても、重大な過失がない限り賠償責任はありませんが、前述の意見にありました火元の住民に関して、近隣住民から部屋にごみが山積みになっている、何とかしてほしいとの要請が担当課に対して幾度も寄せられていたと聞きますが、どのような対応をされていたのか。また、近隣部屋の住民に対して被害等はなかったのか、また、その被害に対しての対応をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 近隣からごみについて話がありましたのは事実でございまして、以前よりあったようでございます。当時、文書による指導や訪問による指導を行っております。

火災による被害につきましては、今回4階で火災がありました。隣の部屋は空き家でしたが、下の階、3階、2階の部屋については、消火活動により家財が水浸しになり使えなくなる被害が発生しております。また、焦げた臭いが部屋に入ってきて、数日取れないなどの被害がございました。

被害に遭われました入居者に対しましては、現在、家賃の減免等の対応を取らせていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。今課長のほうから答弁頂きました。こういった事故、災害は、建設管理課だけの問題ではありませんが、今回の件を教訓として、事故、災害が発生してから行動するのではなく、想定されるような問題、情報に対してあらかじめ検討しておく必要もあるのではないかと私は考えます。

次に、アパート経営を行っている会社等の話を聞きますと、入居する時点で、家財保険を義務づけているとのことも聞きます。町営住宅条例によりますと、火災発生に対する取決め事項がないと思っております。条例の見直しを含め、今後入居時に家財保険の加入を義務づけることはできないかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 家財保険への加入についてでございますけれども、まずは、現在入居されている方々に対しまして、家財保険への加入促進を図りたいと考えております。

家財保険の加入義務づけにつきましては、他市町村や民間アパートの状況を調べて検討してまいりたいと思っておりますけれども、保険加入を義務づけするということは、入居者に保険料の負担を義務づけるということになります。町営住宅への入居には、一定の収入以下でなければならないという入居条件があります。一概に義務づけることは慎重に考えなくてはならないと思っております。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 福祉課長の答弁がちょっと抜けておりましたね、お願いします。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 火災が発生したときの被災者に対する支援について、どういふことをやっているのかということでございますけれども、被災者が親戚とか頼るところがあればそちらに避難されるわけですけど、そうじゃない場合というのが、大体地区の公民館とかに一時避難して泊まるというような状況になります。そういった場合には、日本赤十字の高鍋町区分が福祉課事務局持っていますので、そちらの備蓄品で毛布等を持っていったりという支援を行っております。

また、高鍋町の社会福祉協議会のほうが食べ物等のストック、フードバンクですね、そちら等もありますので、必要であればそういうものもありますし、冷蔵庫とか家電品等も必要であれば持って行って支援を行っているとこです。

また、被災したことによって、その後の生活がちょっとままならないような状況になった場合には、引き続き生活保護等の手続に進むなどの支援を引き続き行っていくようになるかと思います。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） すみませんでした、福祉課長。今回、火災が発生したんですけど、この会議の中に1世帯、脇公民館に行かれた世帯があるんですよね。それはそれなりに対応はあったんですけど。そういうことも火事になればほかの公民館やらに行って避難するということもあると思いますので、今後いろいろと状況が変わってくるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に意見を述べておきたいと思います。これは答弁は求めませんが。

町営住宅の入居には高齢者世帯、それから独り親世帯等、様々な条件で入居されておると思います。今回の発生案件について、先輩議員のアドバイスも頂いて、宮崎県福祉保健部児湯福祉事務所にも訪問し相談をしております。高鍋町においては、建設管理課、福祉課、町民生活課などが関係してくると思います。児湯福祉事務所も一緒になって問題解決に当たりたいという意見を頂いておりますので、今後、住民の立場に立った協議をお願ひしたいというふうに思っております。さっきも言いましたように、様々な条件で入居されておる方がいっぱいおられますので、課が2つも3つも絡んでくるというふうに思いますので、そういうことで県も含めて一生懸命問題解決に図りたいということをお願ひしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、町長の施政方針について伺っていきます。

令和4年施政方針の中で、先ほどもありましたけれども、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるということを述べられております。これも私は同感であります。同じような思いを持っておるところでございます。

10項目めの達成すべき目標で、第1番目に農業分野を上げていただいております。1、農畜産業支援の中の②積極的な補助支援で（2）農業用ハウス補強支援（3）農業機械導入支援を上げられておりますが、どのような考えを持っておられるのかお伺ひします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

10項目の達成すべき目標に掲げております農業用ハウス補強支援及び農業機械の導入支援につきましては、私の考えといたしましては、農家の皆様に寄り添った内容となるように、今後検討すべき支援ということで示しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今答弁を頂きましたが、農畜産業が豊かになるような、今後とも積極的な支援をお願ひしたいと思います。

次に、私は令和3年3月議会で農業用ハウス補強支援についての一般質問をしております。

す。町長は、町としましては、後継者、新規就農者への支援に軸足を置き、国、県の様々な助成がある中、地元自治体ならではの細やかな助成といったものを検討していかなければならないと考える。農業やハウスの建設には多額の費用を要することは承知しております。施設園芸作物の生産性向上や収益力向上のためには、農業用ハウスの整備は必要不可欠であると考えておりますので、後継者や新規就農者を支援する中で、農業用ハウスに対する補助につきましても、今後検討してまいりたいと答弁されております。どのような検討がされておるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 農業には様々な支援がございます。その中で補助についてどのような検討しているのかということがございますが、令和3年6月に新たに町単独の補助金としましては、高鍋町の新規就農者支援事業を創設いたしましたところでございます。

本事業は、就農意欲を喚起し、新規就農者の誘致、就農後の定着、本町農業の振興と地域の活性化を図ることを目的としており、新規就農者として5年間は利用できる設定としておりますので、しっかりと営農計画を立てていただきまして活用をしていただければと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今答弁していただきました。新規就農者支援事業は、高鍋町の農業の振興において大きな役割を果たすものと考えております。それと同時に後継者支援事業も考えていただけたらというふうに思っております。

次に、農業機械導入の支援について、近年、農業機械の価格が高くなっております。木城町は、小農機具購入に対して200万円以下の場合、3分の1の補助を行っております。このような事例を町内の生産農家の方々も耳にしておられます。町内農家を訪ねてみると、生産者が古い農業機械で作業されており、作業効率も悪く、高齢の農家には負担も重く、生産者の声として農業機械導入に対して、町として何らかの支援がもらえないかと言われております。私もずっと今町内農家を回っておりますと、いろいろやっぱり言われるんですよね。この前、あるところに行ったら、機械の補助事業みたいなやつはないのかということと言われてまして、私も農業政策課の営農企画係ですかね、そこに行っているいろいろ資料をもらいまして、あるんですね、支援事業が。そういうのを言われた農家にまた書類を持ちて、こういう書類をそろえてまた町の振興係のほうに出していただければ何とかなるのではないかということで、回答してまた行ったんですけど、非常に農家の方も喜んでおられますが。やっぱりこの営農企画係の職員の方も一生懸命取り組んでいただいております。私もこれは評価をしておきたいというふうに思います。

私も今こういう立場ですから、農家に対してそういう情報をつなげていかなければいけないというふうには思っております。しかし、この情報の伝達の方法を、これは月1回、JA児湯だよりが毎月農家に配付されておりますが、お知らせ版でも出ているかなと思うんですけど、やっぱり農家の方は見てないのかなというふうに思いますので、何かそうい

う農機具の補助事業のあった資料があれば、そういう農協の機関誌の中にはめ込んでやるのも一つの宣伝の方法ではないかというふうに思っております。そういうこともひとつ考えていただきたいと思いますが、ちょっとずれましたけれども、そういう何らかの支援はしてもらえないかということをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 農業、様々な支援をしているところではございますが、御提案のありました広報の仕方をいろいろと検討したいと思っております。

あと、農業機械というのは高価なものであり、買換え等を行えば農家の負担はとて大きなものとなりますのは承知しているところです。町としてはどのような支援が、生産者の皆様の農業経営に資する形になるのか。他の自治体の助成制度なども参考にしながら、これから検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今、町長のほうから答弁を頂きました。さっき木城町の例も言いましたけど、町長の答弁で、ほかの自治体の支援事業等参考にして、農家の負担を軽減できるよう、ひとつ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは最後に、次に、町長は、1、農畜産業支援で3項目、2、積極的な補助支援で7項目、3、農業活性化支援で6項目を上げられております。私は支援項目に対し優先順位をつけ、何年間はこの項目、次の何年間はこの項目という具合に支援を考えられたらと思いますけど、町長のお考えを、いろいろ事業が多種多様になって多く語られておりますけれども、なかなかそこは難しいと思いますので、今述べたような方法は考えられないかということをお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今御提案頂きましたように、優先順位をつけていくということは重要かと思えます。もう一つは、国の方針というのが、幾つか新規就農ですとか、あるいは耕作放棄地等の対応とかですね、幾つかの方向性もあります。そのような方向性等とも勘案したり、また財政状況等も勘案しながら、御提案のとおり優先順位等を御意見を聞きながら検討して施策を進めてまいりたいと思えます。

○議長（緒方 直樹） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今町長の答弁も頂きました。最後ですけれども、財政状況もよると思いますが、生産者が求める支援を協議していただきますようよろしくお願い申し上げます。13番、日高正則、一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

ここで手指消毒のため休憩に入りたいと思えます。再開を3時20分といたします。

午後3時09分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、1番、田中義基議員の質問を許します。

○1番（田中 義基君） 1番、田中義基でございます。新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置が解除されたとはいえ、まだまだ通常の社会生活に戻るには時間が必要だと思われまます。傍聴者の皆様、本日はご苦勞さまでございます。

今回質問させていただくのは、施政方針についてを含んで4点に関してです。質問内容や手法が少々表面的で、本来の政策提案型とか、もちろん追求型とかの議会一般質問としての対応に十分になりきっていないのも自覚はしておりますが、勉強のためにも、今後の議員活動の材料にもしていきたいと思ひますので、質問をさせていただきます。

まず、1番です。プラスチック資源循環促進法につきましてでございます。

マスコミなどではあまり大々的に取り上げられていませんが、プラスチックの資源循環に関する法律で、昨年6月に国会で可決され今年の4月から施行予定となっている法律です。

プラスチックについて単に捨てる量を減らそうという活動ではなくて、捨てることを前提としない経済活動を行おうとしているのが特徴みたいでございます。

施政方針にもありますゲームチェンジの象徴の一つと位置づけられる、まさに循環経済の実現のための国、企業、国民の意識や行動の変化のための施策といえます。

町長は常々申されますSDGs、この取組にもつながる重要な法だと思ひますが、まず、この法制定の背景も含めて、目的と内容はどのようなものと認識しておられるか伺ひいたします。

2番です。次に、地域コミュニティ助成事業についてでございますが、財団法人自治総合センター、ここが作成しておりますコミュニティ助成事業の実施要綱ですが、宝くじの社会貢献広報事業として助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることで、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っていると思ひます。

幾つかの事業があつて、高鍋町としましても町長部局、それから教育長部局で多く活用してこられていると思ひますが、その地域コミュニティ助成事業の内容とその活用状況をお教えください。

3番目でございます。新年度予算編成過程についてですが、予算の内容についての質問ではなくて、その編成過程についての質問ですので、御了承いただければと思ひます。

議案審議の最中ですが、今議会に令和4年度の新年度予算案が提出されました。昨年末から先月にかけて、各課の要求審査とそれぞれの査定を終えて、ようやくまとめられたものと思ひます。

今回の4年度予算、特に厳しい編成作業だったと伺ひていますが、その予算作成に向け

て高鍋町の各種財政数値、指標、これを町長は数字上の物差しと言われます。その物差しを使って判断できる現在の財政状況を見極めた上で、財政経営課になるんでしょうか、担当課になるんでしょう、その担当課にどのように編成作業の指示をされたのか、そこをお伺いしたいと思います。

そこでお伺いなんです、町長は自身の施策の重点項目や喫緊の課題、または住民からの要望、これらの繁栄のために、特に財政状況をも鑑みてどう事業の優先度を決定し、効果的、効率的な編成となるようどのような指示をもって作業に当たられたのかお教えてください。

1、2、3それぞれの②についてと4番の施政方針については発言者席からお尋ねいたします。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、プラスチック資源循環促進法の目的と内容についてでございますが、プラスチック資源循環促進法はプラスチックごみの削減とリサイクルの推進を目的として、本年4月1日から施行されるものでございます。

海洋プラスチックごみや気候変動などの環境問題、また諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環等の取組をより一層促進するため制定されたものと認識しております。

次に、コミュニティ助成事業についてでございますが、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献、広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に実施する事業でございます。

助成内容といたしましては、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を対象とする一般コミュニティ助成事業のほか、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業、地域づくり助成事業、地域の芸術環境づくり助成事業、地域国際化推進助成事業がございます。

次に、本町における助成事業の活用状況についてでございますが、地域防災組織育成の助成事業を活用し、消防団装備の拡充を図っているところでございます。

次に、新年度予算編成における指示についてでございますが、第6次高鍋町総合計画後期基本計画に掲げた5つの基本目標及び14の目指すべき町の姿に基づくまちづくりを着実に進めるために、必要な予算に加えて喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に要する予算を確保することを最優先といたしました。

その一方で、単年度収支から基金からの繰入れ及び基金への積立ての要素を除いた実質単年度収支が2か年度続けて赤字となったことをはじめ、公共施設の老朽化への対応や新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮しますと、本町の財政状況は決して楽観視でき

るものではないことから、施策の優先順位を洗い直し、優先的に実施すべき事業に予算を集中すること等により、各課、局の創意工夫により無駄を徹底的に排除した予算とするよう求めたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。教育委員会部局での地域コミュニティ助成事業の活用状況についてでございますが、一般コミュニティ助成事業、それからコミュニティセンター助成事業を活用し、自治公民館等、コミュニティ活動の充実、強化を図っているものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。まず、プラスチック資源循環促進法についてですけれども、おっしゃったとおり、この法の制定された根拠ですけれども、2019年の使い捨てプラスチックの総廃棄量、これが日本は世界で第4番目、そのためこれまで多くの廃プラスチックを輸出をしていましたけれども、2017年の中国を皮切りに、見込まれていた東南南アジアでも続々と輸入規制を強化したというふうになってきています。

今後、日本はこれまで以上に責任を持って国内処理と脱プラスチックを推進していくように求められたと、そういう意味からの法制定だと思っております。

先ほどの答弁にもありましたけれども、自分なりにちょっと整理してみたんですが、主な制度内容、幾つかのカテゴリーに分かれているじゃないかと、分類されていますよね。

まず、使い捨てプラの扱い、ワンウェイプラというんですかね、それを含んだ12の品目を削減義務の対象にして、その対象事業者を指定し、有料化、再利用、ポイント還元を利用して使用量を削減する、そういう制度を採用すること。

それともう一つが、国がプラ製品全般に認定制度を設定して、優先して調達するようにすること。

それと3番目が、回収のシステムの制度化、メーカーや販売事業者の自主回収が可能になって、その3番目の回収について、市町村があらゆる廃プラ製品を家庭から回収できるようにすると、こういう制度だというふうに私は理解しているんですけれども、いかがですかね。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。今般の法施行後も分別収集に含まれないものもございますけれども、おおむね御認識のとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。先ほど分別に含まれないものもあるとおっしゃっていましたが、この法施行によって、地方自治体、そしてその住民へはどのようなふうな影響が及ぶと考えておられるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。まず、自治体への影響として考えられるプラスチック使用製品廃棄物の分別回収につきましては、今後、西都児湯環境整備事務組合及び関係市町村と協議を進めていきながら、方向性について検討していくことになると思います。

住民の方々への影響につきましては、当面ごみ分別に関して変更はない予定でございますけれども、12品目にわたる特定プラスチック使用製品につきましては、先ほど議員も申されましたとおり、有料化や受け取らなかった場合のポイント還元等のやり取りが事業者との間で発生する可能性が考えられます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これ通告していませんが、ちなみにその12品目、これ御存じない方もおられるかもしれませんから、ちょっと皆さんにお知らせしたいんで、よければ述べていただけませんか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。ストロー、フォーク、ナイフ、スプーン、マドラー、歯ブラシ、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、ハンガー、衣類用カバーの12品目でございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これまでの高鍋町の分別では、今教えていただいた今回指定された12品目、燃えるものとか金属とかプラとかいろいろ分かれていたと、分別、分けれるようにということで、分別をされていたようなんですけども。今後はどうなるんですかね。それともやっぱり今まで同様なんですか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。先ほどの答弁と重複いたしますけども、当面の間は現行どおり青い袋、燃やせるごみとしてお出ししていただくようお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） かみそりは違うですよ、たしか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） かみそりにつきましても、金属部分とプラスチック部分の多い割合によりまして、金属ごみもしくは燃やせるごみになります。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） はい、了解しました。ということは、ごみステーションに残っているプラごみ、回収不能チェック表によくスプーンとかフォークの混入が理由で記入されていたんですよ、よく残っていたんですけれども。今後は入れてなくても回収してもらえらると思っていたんですけれども、それはちょっと違うことになるんですかね。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。おっしゃるとおり、プラスチック製のスプーンやフォークにつきましても、当面の間は分別の変更ございませんので、これまでどおり青い袋、燃やせるごみで出していただくようお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。冒頭にも申し上げました、この制度はこの4月からの施行ですが、これまでと変更がないので、町民への情宣などは必要ないと考えておられると理解してよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。当面、分別方法変更の予定はございませんけれども、様々な環境問題とか、地球温暖化対策に対する機運の醸成のためにも、今後プラスチックの資源循環の実現に向けての周知については、機会を見ながら行っていく必要があるのではないかと考えております。

具体的に申しますと、このプラスチック資源循環法につきましては、基本原則としまして3R、リデュース、リユース、リサイクルプラスリニューアル、再生可能を掲げておりますので、そのあたりを中心とした広報になろうかと思っております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。そうですね、できればなるべく早い段階から地道でも構いませんので、資源循環に関しての教育というよりも、周知を進めていくべきだと思いますので、ぜひそのように進めていただければというふうに思います。

次に、地域コミュニティ助成事業についてなんですけれども、おっしゃったように、幾つかありますコミュニティ助成事業のうち的一般コミュニティ助成事業、これの詳細とこれまでの事業実績、それから実施主体数なども含めて教えていただけますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。町長答弁にもございましたけれども、コミュニティ助成事業は7つの事業にまた分かれております。その一つがおっしゃったとおり一般コミュニティ助成事業に当たります。

こちら詳細でございますが、住民が自主的に行いますコミュニティ活動の促進を図り、自治意識を盛り上げることを目的としております。コミュニティの活動に必要な設備、例えば机、椅子、放送機材などがございましてけれども、それらを整備するための事業となっております。助成金額は100万円から250万円、補助率は100%でございます。

本町におきましては、毎年自治公民館を中心にこの事業に取り組んでおりまして、記録として確認ができます平成11年度以降の実績ですが、延べ51件、助成費の総額は1億1,640万円となっております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。この実施要綱見たんですけれども、申請者は高鍋町となるんでしょうが、実際の事業主体、現在待機している事業実施主体はどのくらい存在してい

るのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。申請者は確かに高鍋町でございます。事業実施主体は市区町村、または市区町村が認めるコミュニティ組織となっております。

当町では主に各自治公民館が実施主体となっております。また、助成の要望を上げられ待機をいただいております自治公民館は、令和3年度末現在で10地区ございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。令和3年度末ということですけど、それから以降というのは申請というか、待機というか、申請事業実施主体はないということなんですかね。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 採択の件数との兼ね合いもございますので、現在のところは新規の部分の止めさせていただいているという形でございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。あと10地区ということですけども。より多くの事業実施主体になるだけ早期に一般コミュニティ助成金を助成するという、よい手法というのはないものか、考えられませんかね。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。平成21年度頃までは1年間に4件から5件の事業採択がなされておりました。平成23年度以降は1件から2件しか採択をされておられません。申込みをされていらっしゃる自治公民館には長期間待っていただいている状況でございます。これは全国的に申請件数が増加をしており、各自治体当たりの採択件数が減少していることが一因と考えております。

本町といたしましては、毎年継続し複数の自治公民館を申請していくとともに、採択件数の増加についての要望を県などを通して行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。先ほどもありましたこの事業の助成金額、100万円から250万円だというふうになっているようですけども、実は採択を待っていらっしゃる公民館などからのお話ですと、必要な備品、先ほどありました備品について、そんなに多額には必要ないと、だけどせっかく要求するんだから、満額の250万円に近づけたような備品を要求しようじゃないかということで、それを見つけて要求してしまうんだと、そういう実績も実態もあるようでございます。

実施要綱には、事業実施主体は次のとおりになっていますね。一般コミュニティ助成事業は市区町村、または市区町村が認めるコミュニティ組織というふうにあります。

そこで提案なんですけれども、その事業実施主体に地区連協を選定できないものでしょうか。助成限度額の範疇内で連協組織内の公民館を幾つかまとめてその連協を事業実施主体とすると、少しこの対応が可能になってくるのではないかと考えるんですけども、いか

がでしょう。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。過去には連協単位で申請をされまして、そちらが採択をされたという実績がございます。地区連協を実施主体とすることは可能であると考えております。

現在待機いただいております自治公民館を中心に、聞き取り及び説明を丁寧に行い、合意を得られれば連協単位での取組、早期の事業の実施を図りたいと考えているところです。以上です。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。この助成事業、各地域コミュニティにとってはその活動の強化と充実のためには非常に有益でありがたい制度だというふうに思っています。ですから、なるべく希望するコミュニティには希望に応じてあげるべきだというふうに思っております。

今、答弁いただいた手法がもし取れるようであれば、ぜひ検討お願いしたいというふうに思います。

それでは、3番の新年度予算編成ですけれども、実は3年前にも当初予算編成について、そのときは編成方針について質問させてもらったんですが。その際、施政方針にのっとった施策を着実に進めてまいり一方、将来の財政負担を見据えた行財政運営も重要であることから、選択と集中を基本に、持続可能な行政運営を念頭に置きつつ施策を推進するための予算編成とするよう指示したと。これ会議録から引っ張ったものなんですけれども、そういう答弁を頂きました。

今回答弁いただいた、先ほどもありましたけれども、指示された編成の方針について具体的案件が加味されていたり、現在の財政状況を鑑みた無駄を徹底的に排除した予算にというような文言もありますように、多少その内容に3年前と比べると変化が見られるように感じますが。

そこでお尋ねします。昨年の秋口から予算入力の前時点までで作成されて提示されたその予算の編成方針、もちろん最終決裁を町長はなされているんでしょうから、先ほどの町長の指示内容が組み込まれたものとなっているんでしょうか。その中でも最も重要視された点というのはどこなんでしょうか、お教えてください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。予算ですから、また時代時流で変化していきながら判断していくというのが重要なことかと考えます。

予算の編成方針については、重要視した点についてでございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、第6次高鍋町総合計画後期基本計画に基づくまちづくりを着実に進めるために必要な予算に加え、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算を確保することを最優先としたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 先ほどたしか喫緊の課題、コロナ感染症対策が一番ということで答えを頂いたと思うんですが、当然ですよ。例年その予算編成方針には冒頭に当町の高鍋町の財政状況についての考察、判断が記述されている。今はどうか分かりませんが。かと思われるんですけども、今回はどう記述してあるのか、時間を取らせて申し訳ないんですけども、ちょっとそこを読み上げてもらおうと、教えてもらおうとありがたいんですが。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。令和4年度当初予算編成方針における財政状況に関する部分について読み上げさせていただきます。高鍋町における財政状況は、令和2年度の決算において、実質収支は2億5,750万9,000円の黒字であるものの、前年度以前の黒字及び赤字の要素を除いた単年度収支は1億4,011万1,000円の赤字。単年度収支から基金からの繰入及び基金への積立ての要素を除いた実質単年度収支においては、3億9,354万円の赤字となっており、2年続けての赤字となっています。このことは2か年度にわたって基金を取り崩さなければ予算が組めない状況に置かれていることを表しているものであり、監査委員から基金をできるだけ取崩さないような財政運営をと、決算審査公表で指摘を受けたところです。

また、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の増大も財政を圧迫する大きな要因となります。令和2年度決算では、財政の硬直化を示す経常収支比率が96.4と、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しており、実質公債費比率の13.4と共に宮崎県内の市町村で最も悪い値を示しています。

さらに、町が所有する公共施設についても老朽化が進んでおり、令和2年度から3年度の2か年度で取り組んだ総合体育館、令和3年度わかば保育園の大規模改修工事、町立高鍋図書館の老朽化対策工事をはじめ、今後予想される町内小中学校、高鍋総合運動公園、野球場等の維持管理及び改修等の費用は、町財政に対して大きな負担となつてのしかかってくる懸念されています。このような厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症については、第5波がようやく沈静化してきたものの、地域経済の回復はいまだなお見通せない状況です。落ち込んだ町の税収の回復は厳しいことが予想されていますので、町が義務的経費以外に使える財源は極めて限られると言わざるを得ない状況下での予算編成となります。このため施策の優先順位を洗い直して、優先して実施すべき事業に予算を集中すると共に、各課の創意工夫により無駄を徹底的に排除して予算を要求するようお願いします。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） ありがとうございます。しっかり分析と判断をされた上での取り巻く状況を書かれているというふうに思っております。只今の記述部分について、町長恐らく当然見られているし、読まれてらっしゃると思いますけども、新年度予算の提案理

由説明、総括の答弁だったかな、の時に関連して発言をされておられますが、その内容についてどう受け止められたのか、その当時、その時に。お願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 予算編成方針、毎回厳しいですよという内容で記載させて、作成されているというふうに認識しております。

財政状況に関する部分に対する所感ということでございますけれども、本町の財政状況を客観的に適格に捉えたものであり、中長期的展望に立った内容であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。本当に厳しい予算編成だったと思います。それに立ち向かうような厳しい編成作業だったというふうに思うんですよ。それを査定でやっていくんですが、現在、いいですか、いいですか。現在どのような方法で査定をやっておられるのか分かりませんが、予算編成作業の最終段階は町長査定ですよ。だと思っておりますが、それぞれの事業の査定要求額の増減、あるいは追加・削除・カットの判断基準と根拠、これはどこに置いて行われたのか教えてください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長査定における判断の根拠と基準についてでございますが、歳出予算を適正規模にすることを目的とした査定は、財政経営課長に対し、課長査定において対応するよう指示をしたところでございますが、主に政策的経費に関しましては、先ほど答弁いたしました第6次高鍋町総合計画後期基本計画の目標の達成及び目指すべき町の姿の実現にどれだけ近づくことができるか、できるかというその観点から事業の優先度を見極め、担当課の説明を受けた後に、私の判断に基づき査定をしたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。その政策的事業を行うための経費を捻出するっていうのが非常に担当課は苦勞するところで、御苦勞さまでございました。

おっしゃった、その第6次の総合計画後期基本計画「高鍋みらい戦略」でしたですよ。その施政方針でも挙げられてますけれども、目標の1番目が、未来が主役のまちづくりと持続可能な行財政運営というふうになっております。常々まちづくりのための充実した施策を実施し、町の活性化に取り組むとおっしゃってます。充実した施策、その中身が大事だとも常々おっしゃってます。が、その中身を実現するための予算設定に際しては、先ほど適正規模とおっしゃった。その適正規模の歳出予算を大幅に外れることのないように配慮した町長査定を今後も行っていただきたいというふうに思っております。

次に、施政方針についてなんですけれども、私の前の3人から既に施政方針についての一般質問がありましたので、質問意図が重なったりしないように注意したいとは思いますが、どうしても同様な質問になりそうですので、一昨年同様、一昨年もさせてもらったんですが、その前年の施政方針と比較して特に達成すべき目標に変更があった点に焦点を当てる手法で、ちょっとささいなところを伺うようで申し訳ないんですけども、極力端的に

今回も質問を展開させていただきたいというふうに思います。

毎年の、毎年の施政方針、町長自身のいわゆる所信として、今回も前半部はちょっと年々長文になってきているような気も思えますが、これは高鍋町を取り巻く国や世界の諸情勢を踏まえた上で、中後半のどのような思いで、どうビジョンを明確にして、どんな戦略をもって町政を進めていくかという部分につなげていく構成になっているんだろうというふうに思います。

そこでお尋ねします。まず、産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境整備、この三つを柱としたまちづくりに取り組むための達成目標10項目、内容として、これまでとほとんど同じ項目っていうのは当然なんでしょうが、昨年の施政方針にも実はところどころに記述があったんですよね。みどりの食料システム戦略っていうのはちょっと見つからなかったんです、昨年は。国の提言する五つの戦略。今回はこれをあえて、その10の達成目標の戦略に推進項目の個別事項として加えて、さらに細かく充実させようとする、その意図がどこにあるのかなっていうことを教えてください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） みどりの食料システム戦略ですね、のことですか。みどりの食料システム戦略のことをお聞き、じゃなくて全体のことですか。（発言する者あり）全体、はい。（発言する者あり）

じゃあ、10項目の達成すべき目標の中に国の戦略を含める意図についてでございます。国の提言する五つの戦略に関する情報にアンテナを張り巡らせ、今後の国の方針を見極め、国の進める施策に関連づけることで、補助金、予算の獲得等により遅れることのないようにするものでございます。よろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。みどりの食料システムの戦略に関しては先ほどの答弁のところにあったので、また何か追加して答弁されるような内容がございますか。（発言する者あり）それだけですか。分かりました。

特に8の2ですけど、②、住環境整備、この推進、この五つの戦略の事例として、個別詳細事項が増加してますよね、昨年と比べますと。その住環境整備にさらに力を注いでいくということで理解してよろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 住環境整備の推進における項目が増えている点につきましては、竹鳩橋の架け替えの推進や自治体新電力などの本町独自の取組だけでなく、ゼロカーボンシティあるいはSDGs、未来都市、スマートシティなど、国の提言する取組も含めたことにより項目が増えているものでございます。

本町のさらなる活性化のためには、10項目の達成すべき目標のいずれも不可欠なものでありますので、一つでも多くの目標が達成できるよう努力してまいり所存でございます。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番(田中 義基君) 1番。達成すべき10項目間で、昨年と比べて個別詳細事項の移動が多く行われているんですけども、これはどういう理由からなのかなと思ひまして。

○議長(緒方 直樹) 町長。

○町長(黒木 敏之君) この項目の移動が行われてる理由ということでございますが、関係課・局と共に方向性の確認や整備をしたほうが、という方向性の説明があり修正したものでございます。

○議長(緒方 直樹) 1番、田中義基議員。

○1番(田中 義基君) 3番です。企業誘致、雇用促進項目に誘致企業との意見交換が挙げられております。これまでどのように場が持たれ、どのような場が持たれて、どういふ意見の交換ができたのか。そして、今後の計画についてはいかがでしょうか。もちろんコロナというのもありましたけれども、今後の計画等があれば教えてください。

○議長(緒方 直樹) 町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。誘致企業との意見交換というのが非常に重要だと思ひているんですけど、一度やって、その後コロナ禍になりまして、なかなかそういう意見交換会という形ではできませんが、それに代わるものとしては積極的に会社訪問をして御意見を聞いたりすること。過去に実施したことが、そういうようなことを実施しました。

現在では、これもコロナ禍で回数が減りましたけど、三金会や政経懇話会など、会合や御来庁いただいた場合、これからの訪問時など様々な機会を利用して意見交換をさせていただいてるところでございます。

○議長(緒方 直樹) 1番、田中義基議員。

○1番(田中 義基君) ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思ひます。せっかく誘致した企業でございますし、そのとおりのまく町のための発展のために活用していただきたい、活用といいましようか、協力をお願いしたいというふうに、していきたいというふうに思ひます。

10の役場の活性化の推進ですけども、この推進中、これまで同様、町民の意見を聞く機会の充実がございまして。前回の質問の答弁で町民の意見を聞く機会とは町民アンケートや町民提言箱等により意見収集のほか、タウンミーティングや町政座談会などの開催など様々な方法が考えられ、本町に思ひのある皆様や議員の皆様との意見交換が重要であると考えておりますとございました。もちろんコロナ禍でもあったからかもしれませんが、これらに取り組まれた経緯というのはありますでしょうか。また、その先も予定はございましてでしょうか。

○議長(緒方 直樹) 町長。

○町長(黒木 敏之君) 町民の意見を聞く機会です、これの充実につきましては、各種の計画策定やイベントを行った際にはアンケート調査を実施するほか、町民提言箱を庁舎に設置しております。本年度は本日までに16件の御意見や御要望を頂いております。

また、対面での意見交換につきましては、コロナ禍の影響もあり、行きづらいつ況もあ

りますが、行事の際などを活用して町民の皆様と積極的に意見交換を行っているところがございますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。先ほど読みました前回の答弁では、本町に思いのある皆様や議員の皆様っていうのがあったんですよ。まあ思いのある皆様と議員の皆様と、議員の皆様、我々も私も含めてですけども、と一緒に何かミーティングなり何なり意見交換がされたことがあったかなって今思っているとこなんですけど、いかがですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） コロナ禍でございますので、そのような場面は作ることができなかったというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 先ほどの答弁同様、今後も議員との、思いのある議員との交流会みたいな意見交換会というのはやっていただけるってことでよろしいですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これ非常に大事でして、町の未来を共有化できてるか、できてないかと、基本的にビジョンをお伝える上で非常に大事ですので、こういう言い方すると反対のための反対であるようなことでは、やはり積極的な御意見の交換をさせていただいて、コミュニケーションをとって意見交換して町の未来、ビジョンを共有化していくことが極めて重要だというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。何か意見を誘発したような感じにも、質問になっちゃったのかと思いますけれども、要は町長なり我々議員との本来の交流みたいな意見の交換、大本の部分の交流ができてないからいろんな町長が危惧してらっしゃるような状況も残ってるということもありますので、そこら辺も含めてぜひ、もういいですよ、よろしくお願ひしたいと思うものです。

これ最後になります、（発言する者あり）いや、いいです。結構です。最後ですが、（発言する者あり）根回しなんですか、根回して、それは失礼だ。（発言する者あり）最後ですよ、最後。やはり10の役場の活性化の推進のことなんですけれども、昨年町民に親しまれる役場作りが、今年は職員教育の推進に変わってるんです。これはちょっと気になったんですが、何か思いを持たれての結果なんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。親しまれる役場作りというのは基本的にありまして、その達成、そのためにも職員教育という意味で作らせていただいているというふうに考えます。職員教育の推進につきましては、町民に親しまれる役場作りもちろんのこと、職員自主研究グループ活動の推進など、より職員の能力向上による人材育成を進めたいとの思いから具体的に示したものです。

○議長（緒方 直樹） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） そうですね、教育、職員教育って本当に大事だと思います。ぜひ職員が町長と共に一緒にやっという意欲を持てる業務、そこで共に働いていることを光栄なことだと自負できるように思えるための職員教育をぜひやっていただきたいと、進めていただきたいというふうに思っています。我々議員もまだまだ勉強を重ねなきゃいけないし、やらなきゃいけないんですが、差し出がましいが当然町長自身もいわゆる職員でいらっしゃるわけですから、特別職ですけどね。（発言する者あり）もちろんそうです。もちろんそうです。議員もそうですけれども。これからも自己を研さんしていただいて、多種多様な意見や思いが聞き入れられ、しっかり討論できる職場環境というか雰囲気というか、それを醸成される努力をぜひ努めていただきたい、していただきたい。そして、これまで以上に町民から親しまれ、職員も自慢できる役場として、より活性化させていただきますようお願いをしておきます。

この施政方針についてまとめさせていただきますが、今回もいろんな方の文章や言葉、単語を引用されて方針を作っておられます。最後半部には、いわゆるニーバーの祈りの一節を取ってきてらっしゃいますが、アメリカのキング牧師、これにも影響を与えた方、どっちかという牧師よりも哲学者というふうに判断をされてるみたいな方らしいですが、その方の言葉だと聞いておりました。前半の導入部に何回か記述されてますイノベーション、変革ですか、という単語、これの関連補足、関係づけとして、ここに持ってこられたもんだらうというふうに思っております。この一節はいろんな翻訳があるようで、それに続きもありまして、その続きの一つが先を急がずに一日一日をじっくりと生きて云々というふうになってるんです。町長2期目のもうすぐ後半部に入られます。おっしゃるその中長期にわたる施策実現に向けてリーダーシップをとっていただいて、その所信を現実のものとするための書いていらっしゃる勇気と知恵とかえることのできないものについては、それを受け入れるだけの冷静さを持って、特に先を急がずに慌てずじっくりと、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生実現に奮闘していただきたい。そう願って終わりたいと思いますが、この3月をもって職務を離れられます川野課長、長友課長、本当に管理職として大変御苦労されたらうと思います。推察します。それから、そのほか役場を退職されることとなります職員の皆さん、本当に長いことお疲れさまでございました。今後ともそれぞれの立場で高鍋町にお力をおかさせていただきますことをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、14番、杉尾浩一議員からの一般質問は18日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後 4 時05分延会
